

A stylized illustration of a town skyline featuring several houses with different colored roofs (orange, blue, red) and green trees, set against a light blue sky with a white sun. The houses and trees are arranged in a row, with some houses having multiple stories and windows.

第 4 章

施策の展開

1. 基本施策

基本施策 1 乳幼児期の教育・保育の充実

教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）や地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業）によって、乳幼児期の教育・保育の提供体制を確保し、併せて地域の子育て支援の充実を図り、子どもが健やかに育まれる環境づくりを推進します。

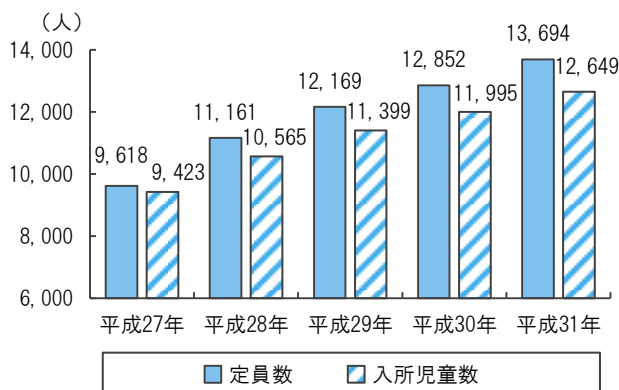
現状

国においては、平成29年（2017年）6月に「子育て安心プラン」を策定し、25～44歳の女性就業率80%に対応できるよう、令和4年度（2022年度）末までに32万人分の保育の受け皿を新たに整備するとし、その後、平成29年（2017年）12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、これを前倒しして令和2年度（2020年度）末までに整備するとされています。

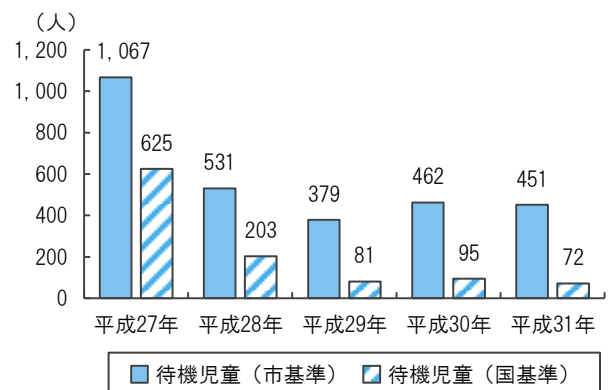
本市においても、就学前児童人口が減少傾向にある中、女性の就業率は上昇しており、保育利用率が増加している状況にあります。これまで、保育需要の増加に対応するために、保育の受け皿の拡大や、保育の担い手となる保育士の確保に向けた総合的な対策を実施してきました。

その結果、保育所等待機児童数（4月1日現在）は、国基準で平成27年（2015年）の625人から平成31年（2019年）の72人に、市基準で平成27年（2015年）の1,067人から平成31年（2019年）の451人に減少しました。

《保育所等※の定員・入所児童数の推移【船橋市】》



《保育所等待機児童数※の推移【船橋市】》



※保育所等：保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業

※市基準の保育所等待機児童数：保育所等の利用申込者のうち、転園希望・認証保育所利用者等を除いた数
 国基準の保育所等待機児童数：市基準の保育所等待機児童から育児休業中の場合や近くに利用可能な保育所等があるのに特定の保育所等のみを希望している場合などを除いた数

課題

- ◆ 女性就業率の上昇によって、保育需要の増加が見込まれ、更なる教育・保育の受け皿の確保が必要です。
- ◆ 保育所等待機児童の解消に向け、保育所整備等による保育の受け皿の拡大に加えて、保育を担う保育士の確保に、引き続き取り組んでいく必要があります。
- ◆ 小規模保育事業など地域型保育事業は、安定的に保育が行われるよう、保育内容の支援、代替保育の実施、卒園児の受け皿の確保を行う連携施設（または連携協力を行う者）の確保を図る必要があります。
- ◆ 認定こども園は幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設ですが、幼稚園からの移行が進んでいません。

主な取り組み

● 教育・保育施設等の整備促進

【概要】

教育・保育の需要の更なる増加に対応するため、保育所の整備や、幼稚園からの認定こども園への移行等、教育・保育施設等の整備を促進します。

本市の保育所等待機児童の大半を占める1・2歳児を受け入れる小規模保育事業については、その安定的な実施を確保するため、教育・保育施設等との円滑な連携（保育内容の支援、代替保育の実施、卒園児の受け皿の確保）を図るとともに、教育・保育施設と連携した運営の確保を踏まえた整備を進めます。

また、多様な事業者を活用した教育・保育施設等の設置または運営を促進します。

【事業】

- 教育・保育施設等の整備
- 小規模保育事業
- 家庭的保育事業
- 教育・保育施設及び地域型保育事業の連携の支援
- 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業（第5章 119 ページ）

【参考指標】

指標	現状値	今後の方向性
教育・保育施設等の整備	教育・保育（第5章90～97ページ）	
小規模保育事業における連携施設（または連携協力を行う者）の確保率	82.6% (H31.4.1)	すべての事業所において連携施設の確保を図ります。

● 保育士の確保

【概要】

市内保育所等への就職支援や、現在就業する保育士の就業継続支援等を実施し、保育の担い手となる保育士の確保を図ります。

【事業】

- ➡ 保育士養成修学資金貸付事業
- ➡ 資格取得支援事業
- ➡ 就業継続に資する研修事業

【参考指標】

指標	現状値	今後の方向性
保育士養成修学資金の借受者のうち、市内の保育所等への就職者数	45人 (H31. 4. 1)	市内保育所等への就職を促進します。



関連する取り組み

● 教育・保育施設等の入所児童の処遇向上

- ➡ 幼稚園運営に対する補助
- ➡ 保育所等運営に対する補助
- ➡ 認証保育所運営に対する補助
- ➡ 認可外保育施設に対する補助

● 教育・保育の質の向上

- ➡ 保育所等における評価・研修

● 幼保小の連携の充実

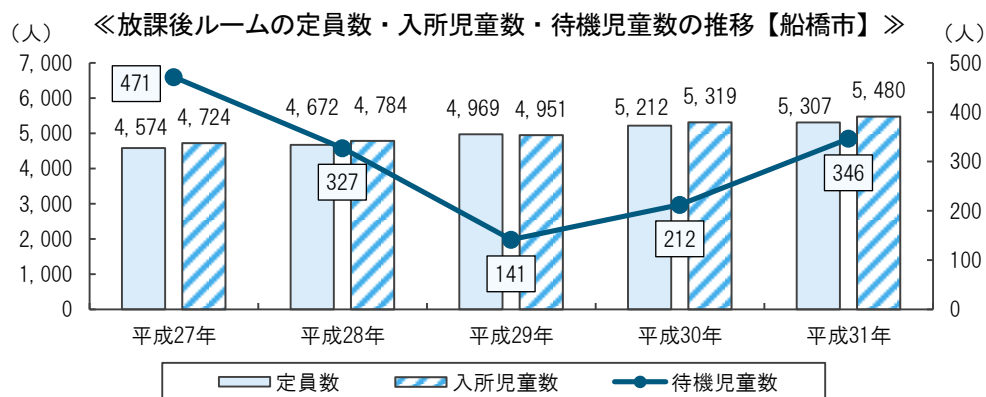
- ➡ 職員間の合同研修会
- ➡ 園児と小学生の交流活動等

基本施策2 子どもの居場所づくり

放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）や放課後子供教室（船っ子教室）等の充実により、小学生が放課後、安心して安全に活動することのできる居場所づくりを推進し、子どもの健全な育成を図ります。

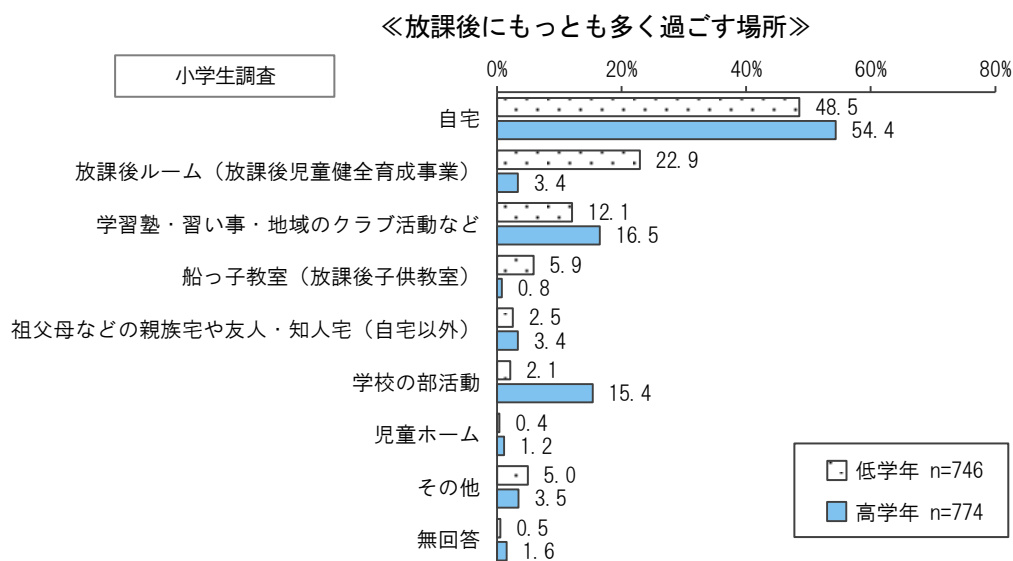
現状

保護者が就労等により、放課後に家庭で子どもだけになってしまう小学生に、遊びと生活の場を用意し、心身の健全な育成を図るため、放課後ルームを市立小学校全校に設置しています。校舎内の余裕教室や学校敷地等を活用し、平成27年（2015年）4月の79か所から平成31年（2019年）4月の101か所まで整備を進めましたが、平成31年（2019年）4月1日現在、346人の待機児童がいる状況となっています。



※放課後ルームでは申請者数が定員を超えた場合に、その定員の2割増まで受け入れています。

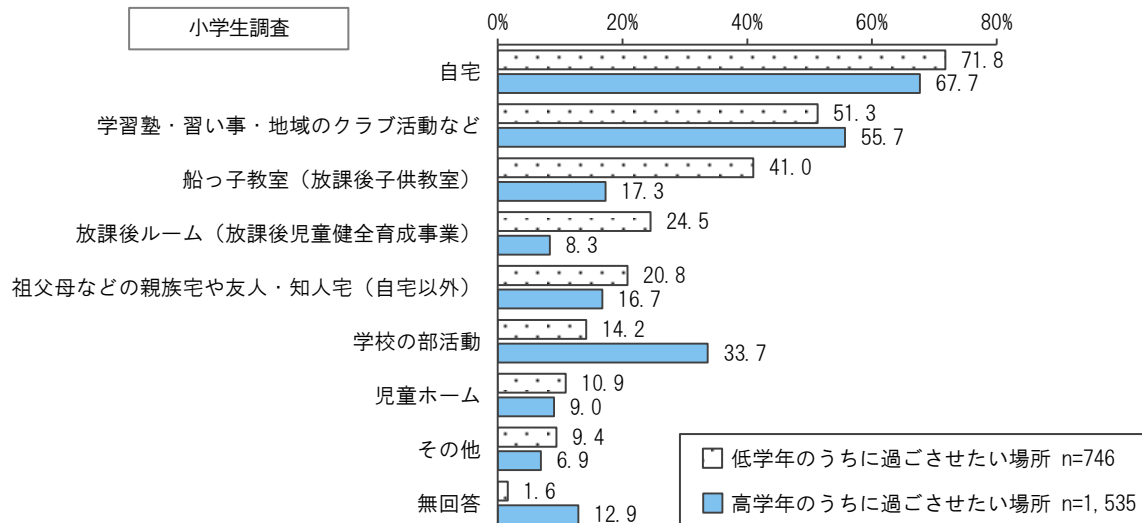
小学生が「放課後にもっとも多く過ごす場所」は、小学校低学年・高学年ともに「自宅」がもっとも多く、次いで低学年では「放課後ルーム」が多くなっています。



資料：平成30年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

保護者が「子どもを放課後に過ごさせたい場所」については、放課後ルームのほか、船っ子教室、児童ホーム等の回答も多く、子どもが安全に活動できるさまざまな居場所が求められています。

《子どもを放課後に過ごさせたい場所（3つまで）》

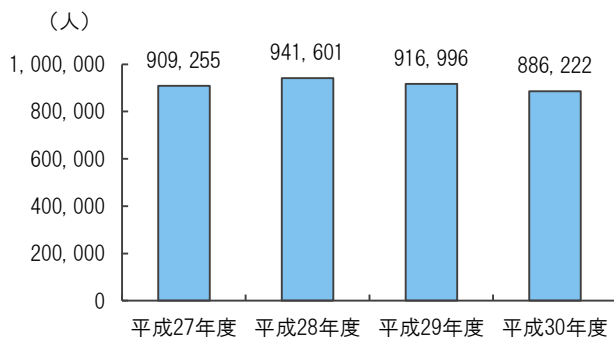


資料：平成30年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

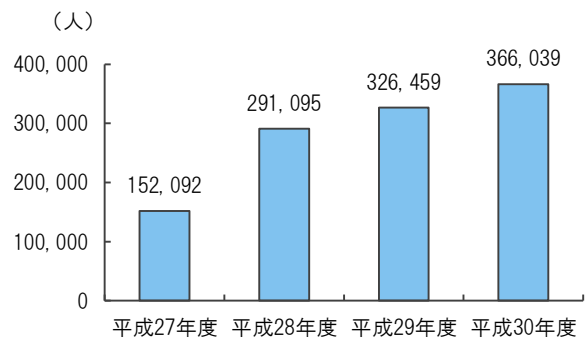
児童ホームについては、平成31年（2019年）4月までに21館を整備し、乳幼児親子や小学生等に、遊びの場を提供するとともに、中高生による自主的な活動を支援するなど、子どもが誰でも利用しやすい環境づくりに努めています。

船っ子教室については、放課後の子どもたちが自主的な活動を行う安心・安全な居場所として平成28年度（2016年度）に市立小学校54校全てに開設しました。また、地域ボランティア等の協力により、さまざまな活動に取り組んでいます。

《児童ホームの延べ来館者数【船橋市】》



《船っ子教室の延べ利用者数【船橋市】》



課題

- ◆ 放課後ルームの待機児童数が増加傾向にあります。
- ◆ 児童ホームは、現在、24地区コミュニティのうち、本町・二和・大穴の3地区で未整備となっています。
- ◆ 児童ホームの来館者数については、減少傾向にあります。
- ◆ 船っ子教室は、年々利用者数が増加しているため、利用状況に合わせた活動場所を安定的に確保する必要があります。

主な取り組み

● 放課後の居場所づくり

【概要】

全ての児童の安心・安全な居場所の確保のため、学校施設等の活用により放課後ルームの整備を検討するとともに、船っ子教室の受け入れ体制の確保、活動内容の充実を図ります。

【事業】

- 放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）
- 放課後子供教室事業（船っ子教室）

【参考指標】

指標	今後の方向性	
放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）	地域子ども・子育て支援事業（第5章101～103ページ）	
指標	現状値	今後の方向性
放課後子供教室事業（船っ子教室）の延べ利用者数	366,039人（H30年度）	利用者数に応じた受け入れ体制を確保します。

※放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）及び放課後子供教室（船っ子教室）の取り組みについて、76、77 ページに記載しています。

● 子どもの遊び場や活動の場づくり

【概要】

安全に活動できる場づくりのため、児童ホームの未整備地区への整備を検討します。
また、さまざまな教室の開催や、中高生の居場所として利用しやすい環境づくりに努めることにより、利用を促進します。

その他、公民館等で開催するハッピーサタデー事業により、スポーツや文化活動に親しめる環境づくりを推進します。

【事業】

- 児童ホーム事業
- ハッピーサタデー事業

【参考指標】

指標	現状値	今後の方向性
児童ホームの整備	21施設 (H31. 4. 1)	未整備地区への整備を検討します。
児童ホームの来館者数	886, 222人 (H30年度)	児童の安心・安全な場所としての周知を図るとともに、魅力ある事業の充実により、利用を促進します。



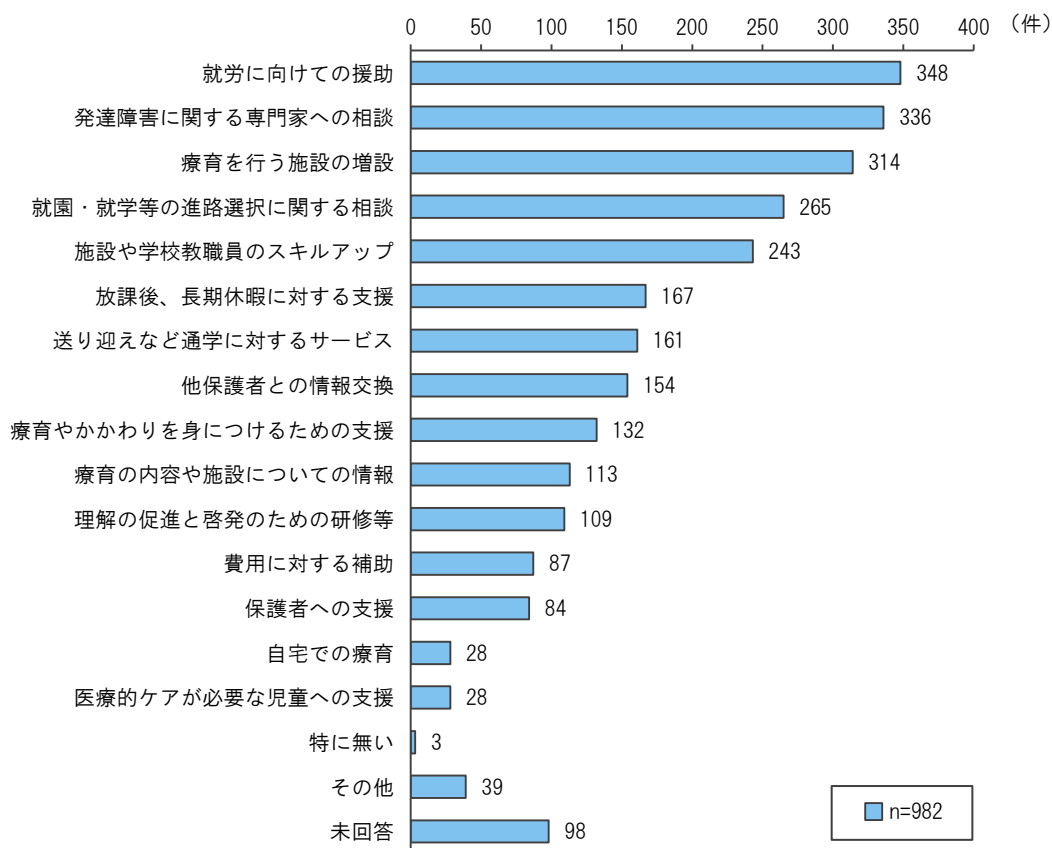
基本施策3 特別な配慮を要する子どもへの支援の充実

発達が気になる子や障害のある子等、特別な配慮を要する子どもが身近な地域で安心して生活できるようにするため、発達相談や療育施設の充実を図ります。

現状

障害児通所支援を利用している児童の保護者を対象としたアンケート調査結果によると、障害児支援について、今後充実させるべき支援は、「就労に向けての援助」「発達障害に関する専門家への相談」「療育を行う施設の増設」「就園・就学等の進路選択に関する相談」の回答が多くなっています。

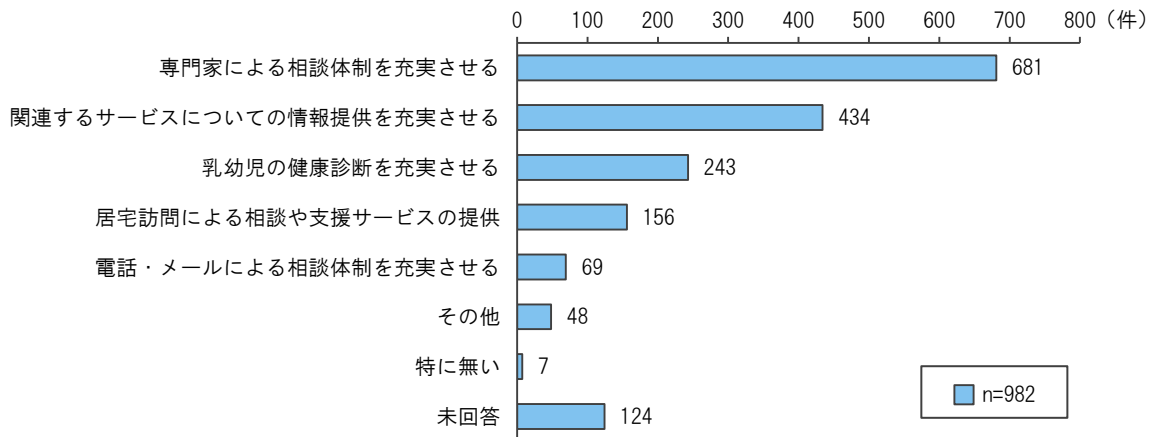
《今後、充実させるべき支援について（上位3つに○）》



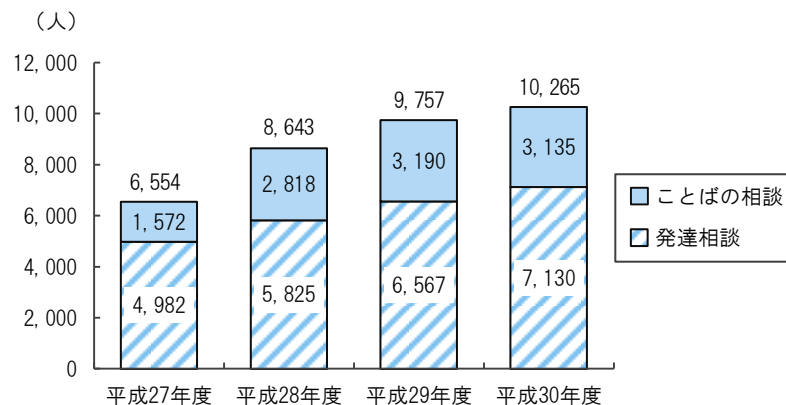
資料：平成30年度 船橋市障害児通所支援利用等状況調査

近年、発達障害等が広く認知されるようになり、こども発達相談センターにおける相談件数が年々増加しています。本市では、平成27年（2015年）10月に、ことばの相談室をこども発達相談センターに統合し、心理発達相談員や言語聴覚士等の専門職が連携した支援を行うことができるようにするなど、相談支援体制の充実を図っています。

《発達に関する不安や障害があるお子さんが早期に適切な支援を受けるために必要だと思うこと（上位2つに○）》



《こども発達相談センター相談人数【船橋市】》

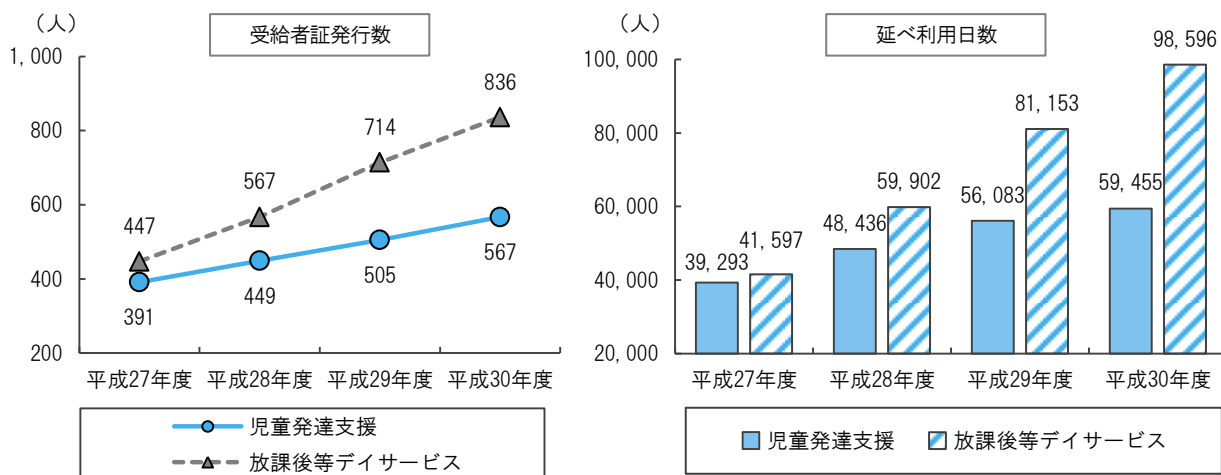


※平成27年度のことばの相談は10月～3月の実績

基本施策3 特別な配慮を要する子どもへの支援の充実

療育施設については、市有地を活用して、平成27年（2015年）7月に定員80名の児童発達支援センターを民設民営により開設したほか、平成28年度（2016年度）に市が実施する児童発達支援事業（ひまわり親子教室）の定員を拡大しました。また、民間事業者による児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業の参入も拡大し、施設数・定員数が増加しています。

《児童発達支援・放課後等デイサービスの受給者証発行数及び延べ利用日数【船橋市】》



課題

- ◆ 子どもの発達に関する相談件数や、障害児通所支援の利用者については、今後も増加する見込みであり、引き続き相談支援体制の拡充が必要です。
- ◆ こども発達相談センターでは相談申込者が増加しており、速やかな対応ができず相談待ちが生じている状況にあります。
- ◆ 入学や進学、卒業等（移行期）によって、支援者（支援機関）が変わるため、一貫した支援ができず、支援が途切れてしまうおそれがあります。ライフステージに応じて連携した相談体制によって一貫した支援を行う必要があります。そのために支援機関が連携し情報共有を図るなどの相談体制を構築する必要があります。

主な取り組み

● 発達・就学に関する相談体制の充実

【概要】

こども発達相談センターの体制強化と業務の効率化を図るとともに、医療機関や民間施設との連携にも努め、相談待ちの状況を軽減します。また、特別な配慮を要する子どもの就学及び教育について、総合教育センターとこども発達相談センターが連携し、就学相談会を開催するなど、適切な教育が受けられるよう支援します。

【事業】

- 発達相談
- 就学相談・教育相談
- 就学相談会

【参考指標】

指標	今後の方向性
こども発達相談センターにおける相談体制の充実	相談待ちの日数を縮減し、療育が必要な子どもの早期発見・早期療育に向けた相談体制を整備します。

● 療育施設の充実

【概要】

児童発達支援センター、ひまわり・たんぽぽ親子教室、東・西簡易マザーズホーム等の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所において障害児通所支援を実施します。

【事業】

- 発達状況や障害種別に応じた専門的な支援

【参考指標】

指標	今後の方向性
療育施設における専門的な支援の実施	児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築を推進するとともに、障害の重度化・重複化や多様化に対応し、ニーズに合わせた適切な支援を実施します。

● 特別な配慮を要する子どもへの一貫した支援

【概要】

入学や進学、卒業、その後の自立等、ライフステージの移行により、支援者が変わって支援が途切れてしまわないよう、母子保健部署や教育委員会等と連携して相談体制や情報共有のあり方を検討し、切れ目のない支援を提供します。

【事業】

- ➡ 一貫した支援に向けた相談体制や情報連携

【参考指標】

指標	今後の方向性
一貫した支援に向けた相談体制や情報連携	入学や進学、卒業、その後の自立等の移行期においても途切れることなく適切な支援を受けられるよう、相談体制や情報共有のあり方を検討します。



関連する取り組み

● 障害児等の教育・保育環境の充実

- ➡ 教育・保育施設等への巡回相談
- ➡ 保育所職員に対する研修
- ➡ 放課後ルーム支援員に対する研修
- ➡ 障害児等の受け入れ・指導をしている幼稚園等に対する補助
- ➡ 教育・保育施設等の利用支援
- ➡ 船橋市特別支援連携協議会の開催

● 障害児在宅支援の充実

- ➡ 地域生活支援サービス事業
- ➡ 障害児を対象とした一時預かり事業
- ➡ 障害児等療育支援事業
- ➡ 障害児福祉手当、心身障害児福祉手当

● 医療的ケアが必要な児童の支援に向けた検討

- ➡ 船橋市慢性疾病児童等及び医療的ケア児の地域支援に関する意見交換会

● 心のバリアフリーの推進

- ➡ 発達障害の理解啓発を図る市民のための講演会



基本施策 4 母子保健の充実

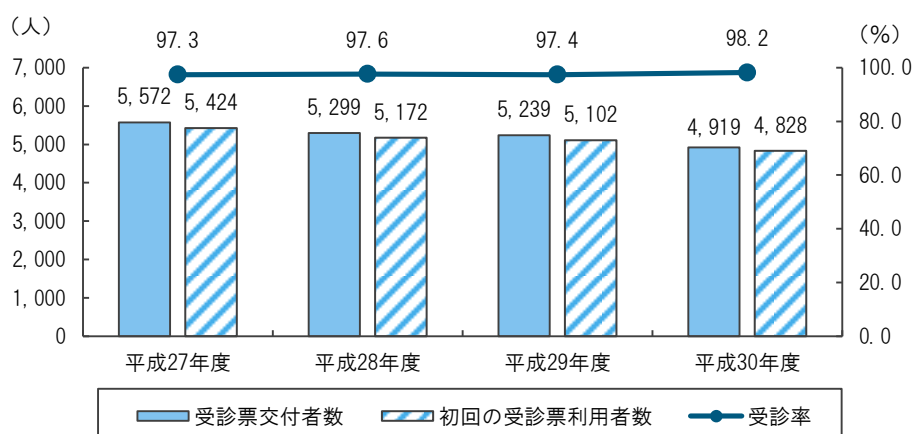
出産や育児の不安を抱える家庭が、安心して子どもを生み育て、子どもを健やかに育てることができるよう、妊娠・出産期から乳幼児期に至るまで切れ目ない支援を行います。

現状

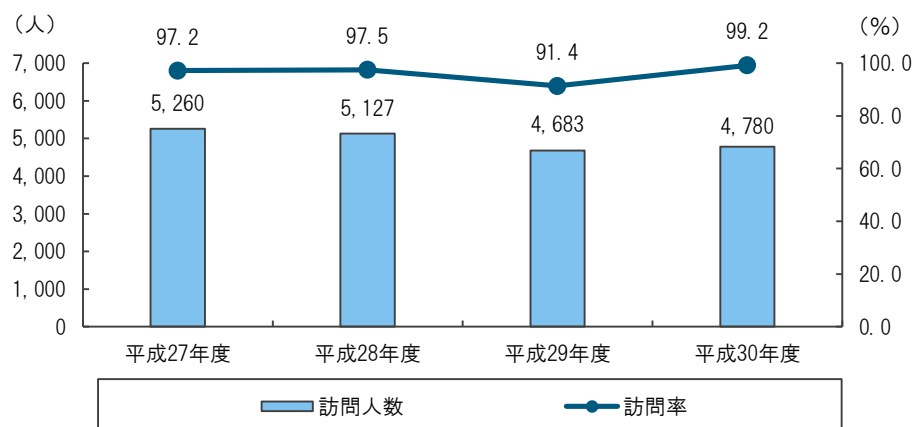
妊娠期においては、妊婦健康診査の確実な受診を図るため、健康診査にかかる費用の助成を行うほか、妊娠届出時の母子健康手帳の交付と併せて、保健師等が面接によって各種支援サービス情報等に関する妊娠・出産支援プランを作成するなど、安心して出産や子育てができるための情報提供を行っています。

また、新生児期においては、保健師等が生後60日までの乳児のいる家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施し、不安や悩みの相談を受け、養育に関する助言を行うとともに、各種支援サービスにつなげることで、できるだけ早い時期から育児不安や悩みを解消できるようにするための支援を行っています。

《妊婦健康診査事業【船橋市】》



《乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）【船橋市】》



課題

- ◆ 出産や育児に伴う負担や不安は、産後うつや児童虐待につながる可能性があります。できるだけ早い段階で支援につなぐためにも、妊娠期や産後間もない時期の健康診査の費用助成によって、積極的に受診を勧奨していく必要があります。
- ◆ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、保健師等が直接親子に会うことで、心身の状況や養育環境を把握することができますが、里帰り出産や長期入院等の場合は、生後60日までに親子と直接会うことができないケースも生じています。支援の必要な親子の情報を関係機関と共有し、直接親子に会うように努め、必要な支援につなげていく必要があります。
- ◆ 妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期にわたって、切れ目なく保健や福祉サービス等の支援を行うことができるよう、関係機関との連携の強化、情報共有等を図る必要があります。

主な取り組み

● 妊産婦の健康診査の推進

【概要】

妊婦健康診査の受診にかかる費用を助成し受診促進を図るとともに、必要に応じ医学的検査や保健指導を実施します。

また、妊婦歯科健康診査の実施や、出産後の切れ目ない支援のため、産後おおむね2週間とおおむね1か月の時期に行われる産婦健康診査の費用を助成することにより、妊産婦の健康の保持増進と安心・安全な出産ができるよう支援します。

【事業】

- 妊婦健康診査
- 妊婦歯科健康診査
- 産婦健康診査

【参考指標】

指標	今後の方向性
妊婦健康診査	地域子ども・子育て支援事業 (第5章118ページ)

● 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の推進

【概要】

妊娠届出時の保健師等による妊婦全数面接や、妊産婦、乳幼児の各種健康診査、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等により、支援の必要な妊産婦の情報を把握し、妊婦訪問指導等、個々の状況に応じた継続支援を実施します。

また、新たに子育て世代包括支援センターを開設し、関係機関と連携した対応や、情報共有によって、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を更に推進します。

【事業】

- ㊦ 妊娠届出時の保健師等による妊婦全数面接
- ㊦ 妊婦訪問指導等
- ㊦ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ㊦ 宿泊型産後ケア事業
- ㊦ 1歳6か月児健康診査事後フォロー教室
- ㊦ 利用者支援事業（母子保健型：子育て世代包括支援センター事業）

【参考指標】

指標	今後の方向性
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	地域子ども・子育て支援事業 （第5章105ページ）
利用者支援事業（母子保健型： 子育て世代包括支援センター事業）	地域子ども・子育て支援事業 （第5章98ページ）

関連する取り組み

● 乳幼児等の健康診査等の推進

- ㊦ 乳幼児健康診査
- ㊦ 乳幼児歯科保健指導（こどもの歯科相談）、歯科健康診査
- ㊦ 市内小学校でのフッ化物洗口
- ㊦ 各種予防接種事業

● 不妊治療の支援

- ㊦ 不妊治療費等助成事業
- ㊦ 不妊専門相談

● 母子健康教育の推進

- ㊦ パパ・ママ教室
- ㊦ 健康講座、地区健康教育

● 食育の推進

- ㊦ 保健センター、児童ホーム、子育て支援センターにおける食育講座
- ㊦ 保育所等における「食を楽しむ」環境づくり、食の体験

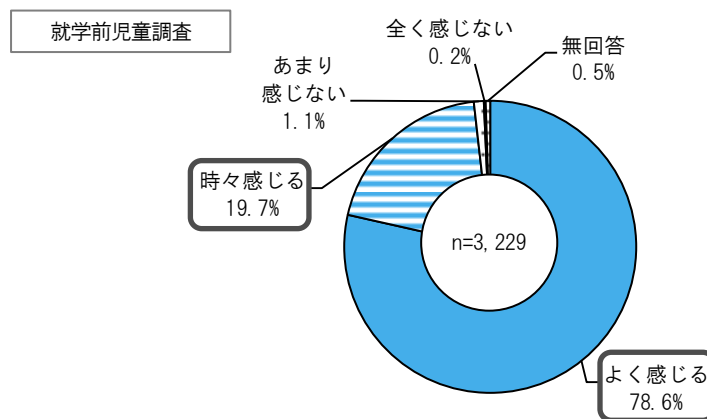
基本施策5 親子のふれあいの場づくり

子育て中の親子が気軽に集え、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる拠点として、子育て支援センターと児童ホームの充実を図るとともに、地域の子育て支援を推進します。

現状

就学前児童の保護者が子育てをする上で感じることにに関する設問の中で、「子どもの顔をみると気持ちが安らぐ」について、「よく感じる」と「時々感じる」を合わせた割合は約98%となっており、親子のふれあいが子育てのやすらぎにつながる事がうかがえます。

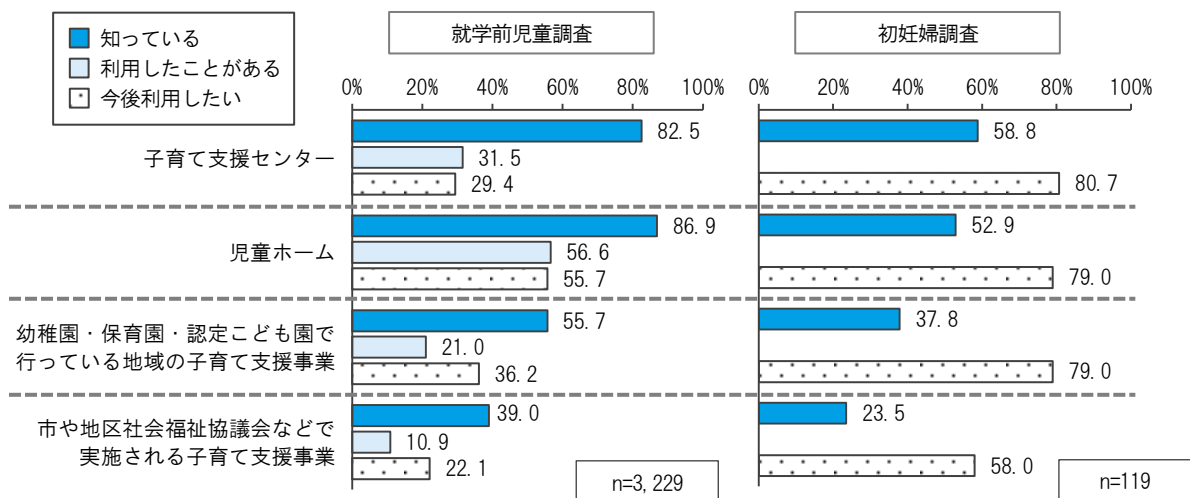
《「子どもの顔をみると気持ちが安らぐ」割合》



資料：平成30年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

本市においては、子育て支援センター（2か所）と児童ホーム（21か所）を設置しています。子育て支援センターは、保護者同士の交流の機会や子どもの遊びの場を、児童ホームは、親子が安心して遊ぶことができる場や、小中高生の活動の場を提供しています。

《子育て支援事業の認知度・利用状況・利用意向》



資料：平成30年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

課題

- ◆ 子育て支援センターを利用したことがない世帯や、妊娠期に子育て支援センターの存在自体を知らない世帯も多く、施設や事業の周知をより一層図る必要があります。
- ◆ 児童ホームにおいても、施設の認知度が高いものの利用者数が減少傾向であり、更なる利用促進を図る必要があります。

主な取り組み

● 地域子育て支援拠点機能の充実

【概要】

地域子育て支援拠点（子育て支援センター、児童ホーム）を広く市民に知ってもらい、活用してもらえよう積極的な広報・啓発活動に努めます。

【事業】

- 地域子育て支援拠点事業

【参考指標】

指標	今後の方向性
地域子育て支援拠点事業	地域子ども・子育て支援事業 (第5章107～109ページ)

関連する取り組み

● 地域における子育て支援の推進

- 保育所等における地域子育て支援事業（園庭開放、育児講座、育児相談）
- 子育てサロン
- ブックスタート事業

利用者の声

子育て支援センター

南本町と高根台にある子育て支援センターでは、妊娠中から就学前までの親子を対象に、安心して楽しく育児ができるような「子育て支援」をしています。

看護師、栄養士などの専門職の方がいつもいるので、子育ての相談に乗ってもらっています。

近所に住んでいるので、子育て支援センターがあることは知っていましたが、最初は何の施設かよくわかりませんでした。

実際に利用してみたら、ママ友ができて情報交換できたり「こんなに良いところだったのか」と驚きました。

子どもとよく遊びに行って、子育てに役立つ情報を先生方に教えてもらっています。もっと早く子育て支援センターを知っていたら、私の子育ては変わっていたなと思うくらい、知っているのと知らないのとでは大違いです。

平成31年（2019年）3月 子ども・子育て支援に関するグループインタビューより



▲子育て支援コーディネーター（保育士等）と気軽に相談できます。
（南本町子育て支援センター ひろば事業）



▲子育てに関する講座やママ同士の交流もできます。
（高根台子育て支援センター 談話室事業）

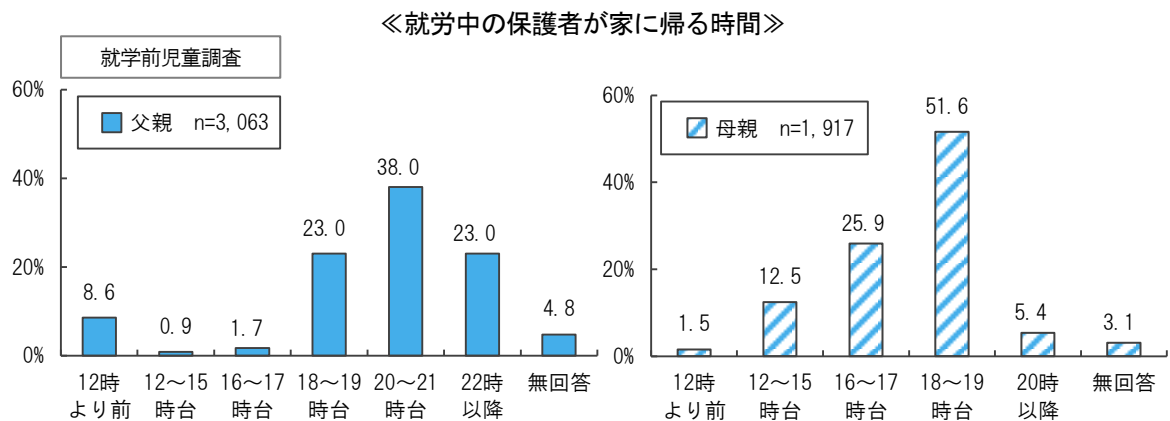
基本施策6 多様な子育て支援サービスの充実

保護者の子育ての負担を軽減するため、時間外保育（延長保育）、一時預かり、病児・病後児保育等、多様な子育て支援サービスを充実させることにより、保護者が安心して子育てができる環境を整備します。

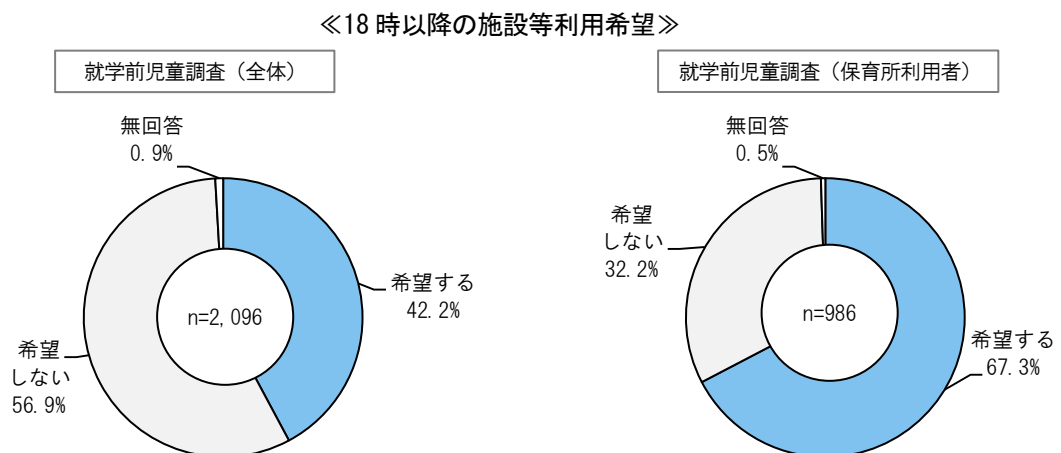
現状

就学前児童のいる家庭の状況をみると、就労している父親の帰宅時間は、「20～21時台」が最も多く、次いで「18～19時台」となっています。同様に母親は、「18～19時台」が最も多く、次いで「16～17時台」となっています。

このような状況から、日常的に利用している施設等において18時以降の利用を希望する割合は、全体で42.2%、保育所利用者では67.3%となっています。



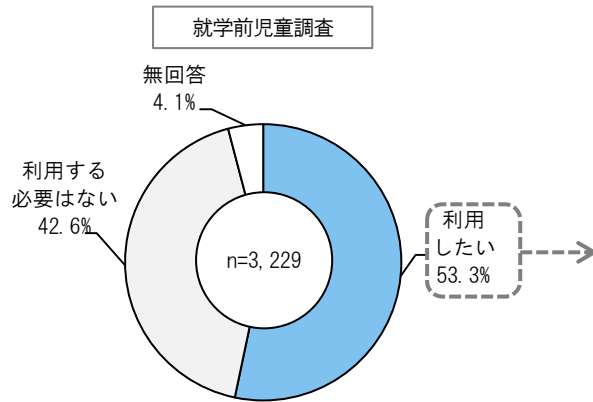
資料：平成30年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査



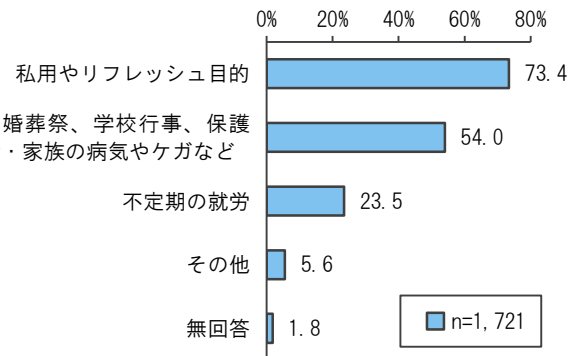
資料：平成30年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

一時預かりなどの利用を希望する割合は53.3%であり、利用目的については、「私用やりフレッシュ目的」が73.4%と最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、保護者・家族の病気やケガなど」が54.0%となっています。

《一時預かりなどの利用希望》



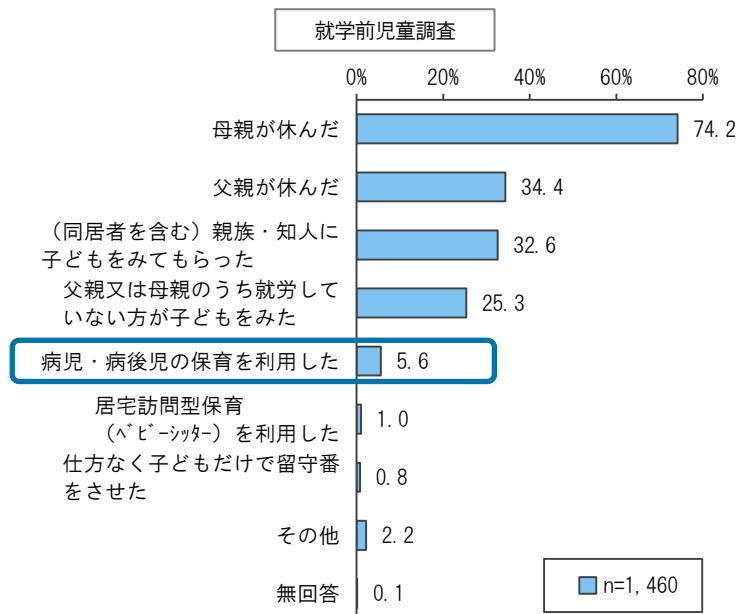
《利用希望者の利用目的（複数回答）》



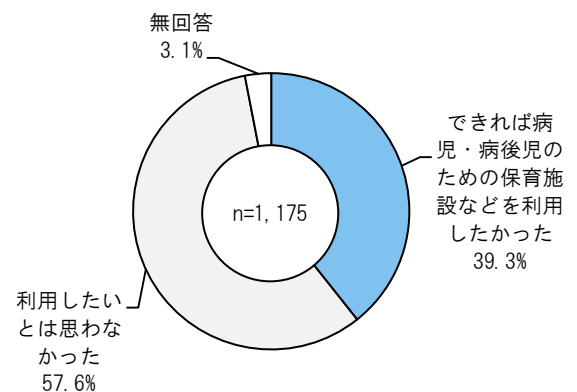
資料：平成30年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

子どもの病気やけがで普段利用している施設等が利用できなかった場合の対処方法は、「病児・病後児の保育を利用した」割合は5.6%となっています。また、「父親が休んだ」「母親が休んだ」等のうち、「できれば病児・病後児のための保育施設などを利用したかった」割合は39.3%となっています。

《子どもの病気等で施設等の利用ができなかった場合の対処方法（複数回答）》



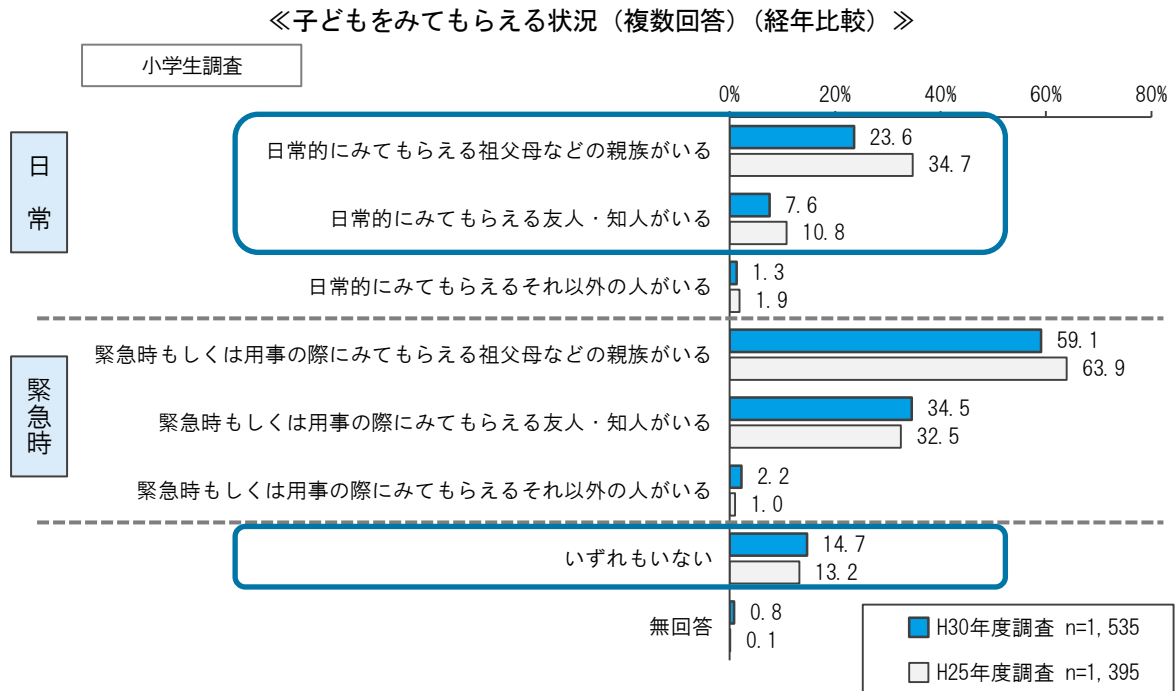
《父母が休む等で対処した際の病児・病後児保育の利用希望》



資料：平成30年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

小学生の保護者がいる家庭で、父母以外に日常的に子どもをみてもらえる状況について、平成25年度（2013年度）調査と、平成30年度（2018年度）調査を比較すると、「日常的にみてもらえる祖父母などの親族がいる」が34.7%から23.6%に、「日常的にみてもらえる友人・知人がいる」が10.8%から7.6%に減少しています。

また、子どもをみてもらえる人が誰もいないと回答した方は、13.2%から14.7%となっています。



資料：平成30年度・平成25年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

課題

- ◆ 保育所を利用する約7割が18時以降の利用を希望しており、引き続き利用希望に応じた時間外保育事業（延長保育事業）を実施するための体制整備が必要です。
- ◆ 病児・病後児保育については、「病児・病後児の保育を利用した」割合が5.6%と低いことや、父母が休むなどで対処した際に、「できれば利用したかった」という割合が39.3%となっていることから、病児・病後児保育の事業内容や手続き等について、さらに周知を行うことにより、事業の利用促進が必要です。
- ◆ 核家族化や地域とのつながりの希薄化を背景に、「日常的に子どもをみてもらえる親族や友人・知人がいる」割合が減少しており、多様な子育て支援サービスの充実に取り組んでいく必要があります。



主な取り組み

● 多様な子育て支援サービスの充実

【概要】

多様な子育て支援サービスの充実を図り、安心して子育てができる環境を整備します。

【事業】

- 時間外保育事業（延長保育事業）
- 一時預かり事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 子育て短期支援事業
- 病児保育事業
- 休日保育事業

【参考指標】

指標	今後の方向性
時間外保育事業（延長保育事業）	地域子ども・子育て支援事業 （第5章99ページ）
一時預かり事業	地域子ども・子育て支援事業 （第5章110、111ページ）
ファミリー・サポート・センター事業	地域子ども・子育て支援事業 （第5章113、117ページ）
子育て短期支援事業	地域子ども・子育て支援事業 （第5章104、114ページ）
病児保育事業	地域子ども・子育て支援事業 （第5章115ページ）



基本施策7 情報提供・相談体制の整備

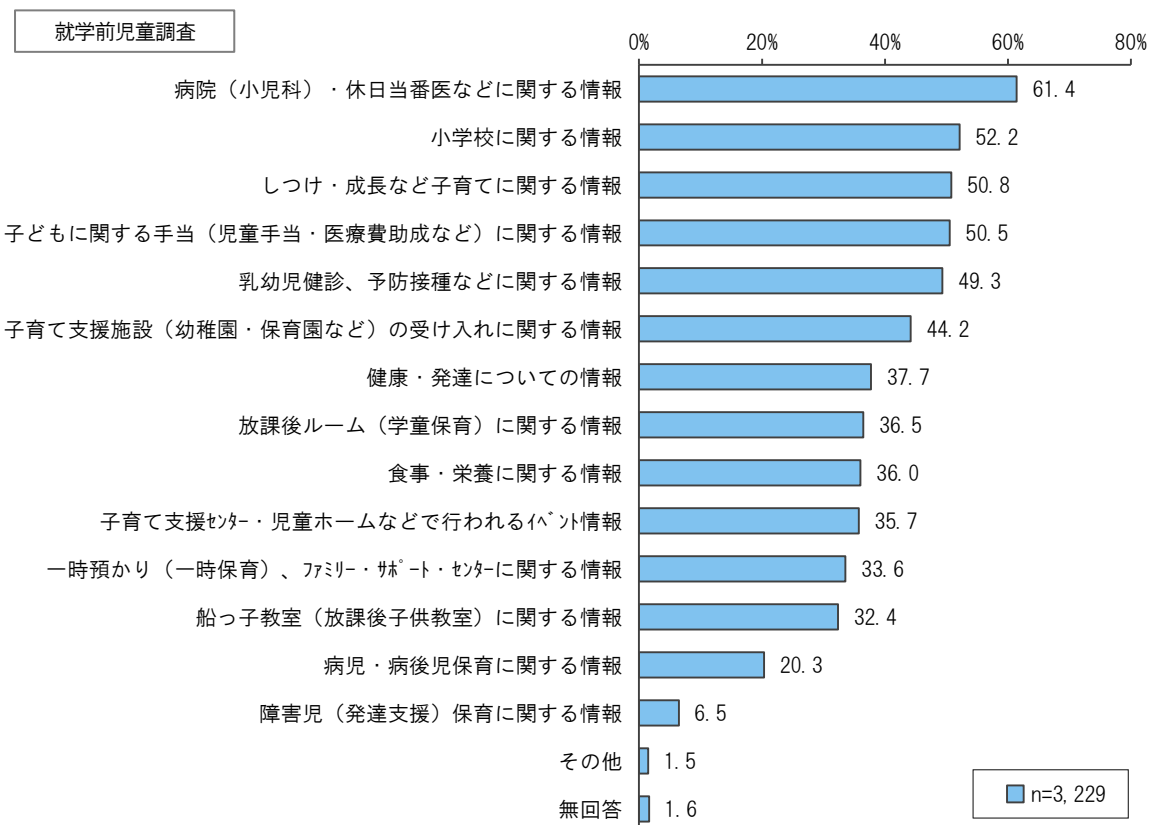
子育ての不安や悩みを抱える保護者が、大きな負担感を抱えたまま地域の中で孤立化することがないように、家庭の状況に応じて、必要な情報を得ることができ、助言や支援を受けられる相談支援体制等の充実を図ります。

現状

本市では、地域の遊び場や相談できる場所としての役割を担う地域子育て支援拠点（子育て支援センター、児童ホーム）や、保健センター、総合教育センター等を設置しています。また、子育て支援情報誌「ふなばし子育てナビゲーション」、メール配信サービス「ふなっ子メール」、子育て応援・情報サイト「ふなっこナビ」、妊娠週数や子どもの月齢・年齢に応じて情報をスマートフォンで受け取れる「ふなっこアプリ」等、さまざまな手段で情報提供を行っています。

アンケート結果によると、知りたい子育て情報は、「病院（小児科）・休日当番医などに関する情報」が最も多く、「小学校に関する情報」、「しつけ・成長など子育てに関する情報」、「子どもに関する手当（児童手当・医療費助成など）に関する情報」「乳幼児健診、予防接種などに関する情報」等が上位となっています。

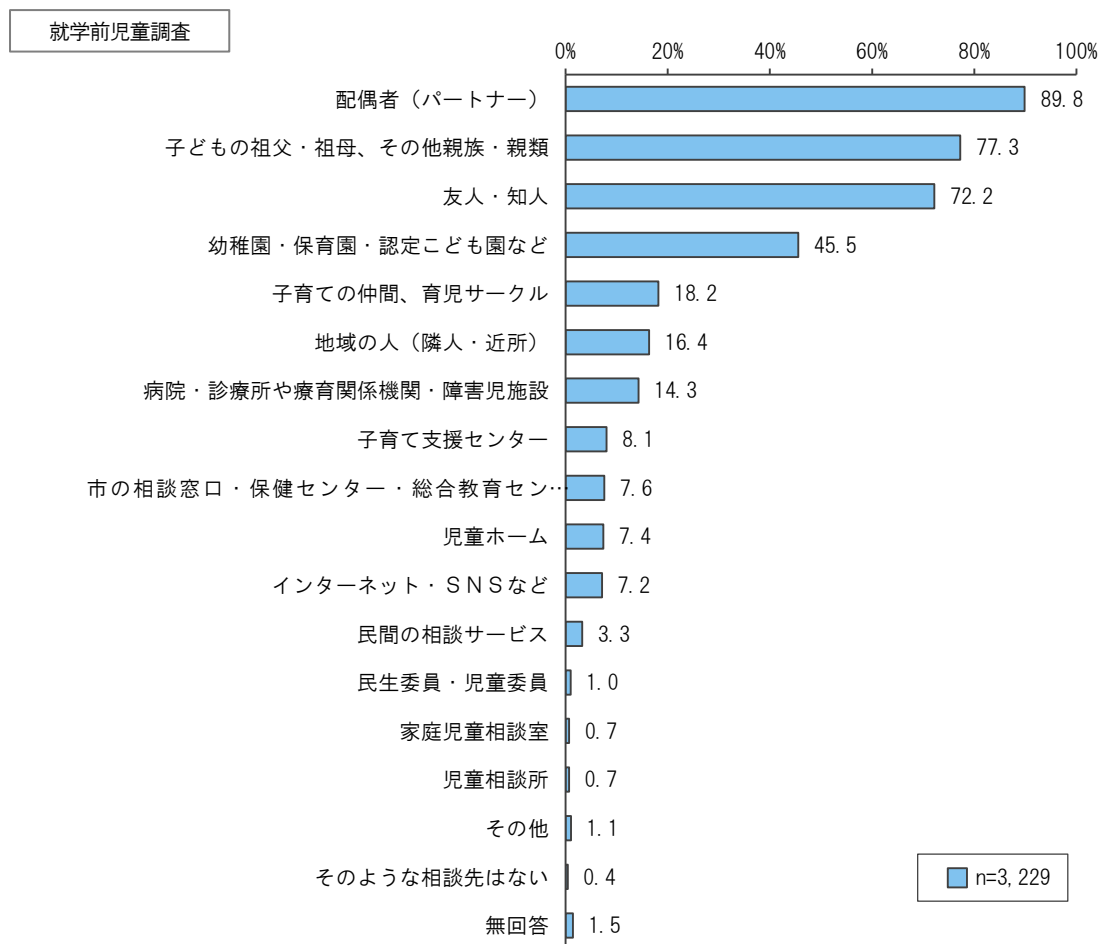
《知りたい子育て情報（複数回答）》



資料：平成30年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

相談先としては、「配偶者（パートナー）」「子どもの祖父・祖母、その他親族・親類」、「友人・知人」等の身近な人のほか、施設では「幼稚園・保育園・認定こども園など」が多くなっています。

《子どもの子育てや教育に関する相談先（複数回答）》



資料：平成30年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

課題

- ◆ 情報発信する各ツールをより円滑に活用できるよう、より効果的な周知方法を検討するとともに、個別の家庭状況に合わせた情報提供のあり方、相談体制のあり方を検討（※）する必要があります。

※相談体制のあり方として関連するその他の基本施策

基本施策3 特別な配慮を要する子どもへの支援の充実

基本施策4 母子保健の充実

基本施策11 児童虐待防止対策の充実



主な取り組み

● 利用者支援事業の充実

【概要】

子育て支援センターと地域子育て支援課窓口では、保育士等の資格を持つ職員（子育て支援コーディネーター）が、子育て世帯の不安・悩みの相談や子育てのアドバイス、情報提供を行い、必要に応じ専門機関へ紹介するとともに、自宅等への訪問にも応じます。

また、保育認定課窓口には保育コンシェルジュを配置し、保育所等の情報提供や利用に向けての支援、相談等を行います。

【事業】

- 利用者支援事業（基本型：子育て支援コーディネーター）
- 利用者支援事業（特定型：保育コンシェルジュ）

【参考指標】

指標	今後の方向性
利用者支援事業（基本型）	地域子ども・子育て支援事業 （第5章98ページ）
利用者支援事業（特定型）	地域子ども・子育て支援事業 （第5章98ページ）





関連する取り組み

● 情報誌やホームページによる情報提供

- ➡ ふなばし子育てナビゲーション（子育て情報誌）
- ➡ ふなっこナビ（子育て応援・情報サイト）
- ➡ ふなっ子メール（メール配信）
- ➡ ふなっこアプリ（子育てアプリ）

● 母子健康相談の充実

- ➡ 各保健センターでの窓口健康相談
- ➡ 4か月児健康相談
- ➡ 地区健康相談

● 育児相談の充実

- ➡ 子育て支援センターでの子育て支援コーディネーター、小児科医による相談
- ➡ 児童ホームでの保育士等による相談

● 相談体制の整備・充実

- ➡ 家庭教育相談
- ➡ 教育相談
- ➡ スクールソーシャルワーカー事業
- ➡ スクールカウンセラー事業

● 保護者の学びの支援の充実

- ➡ 家庭教育セミナー
- ➡ 就学時健診等における子育て学習



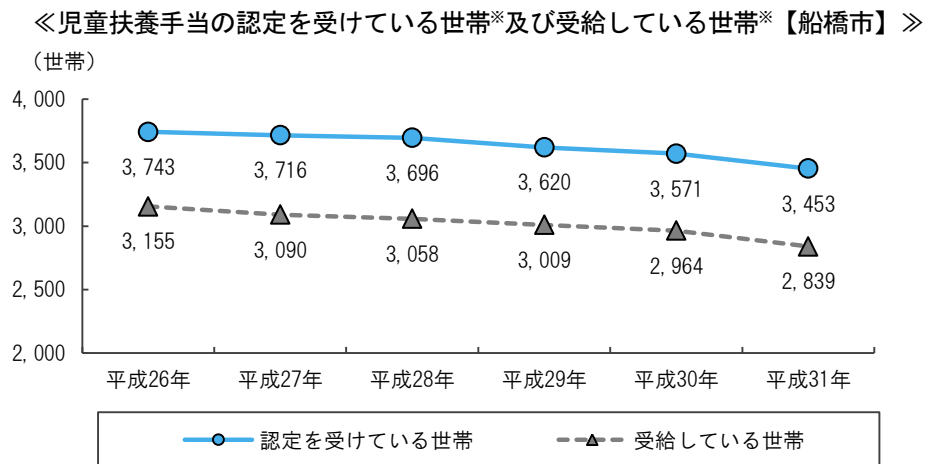
基本施策 8 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の多くは、子育てと生計の確保という2つの役割をひとりで担っており、子育ての悩み、生活や就学費用、住まい、就業等、多くの課題を抱えています。

ひとり親家庭等に対して、子育てや生活の支援、就業の支援、経済的支援等、自立に向けた支援の推進を図ります。

現状

児童扶養手当の認定を受けている世帯は平成31年（2019年）に3,453世帯となっており、市内の世帯数に占める割合は1.1%となっています。近年、その世帯数は減少傾向になっています。



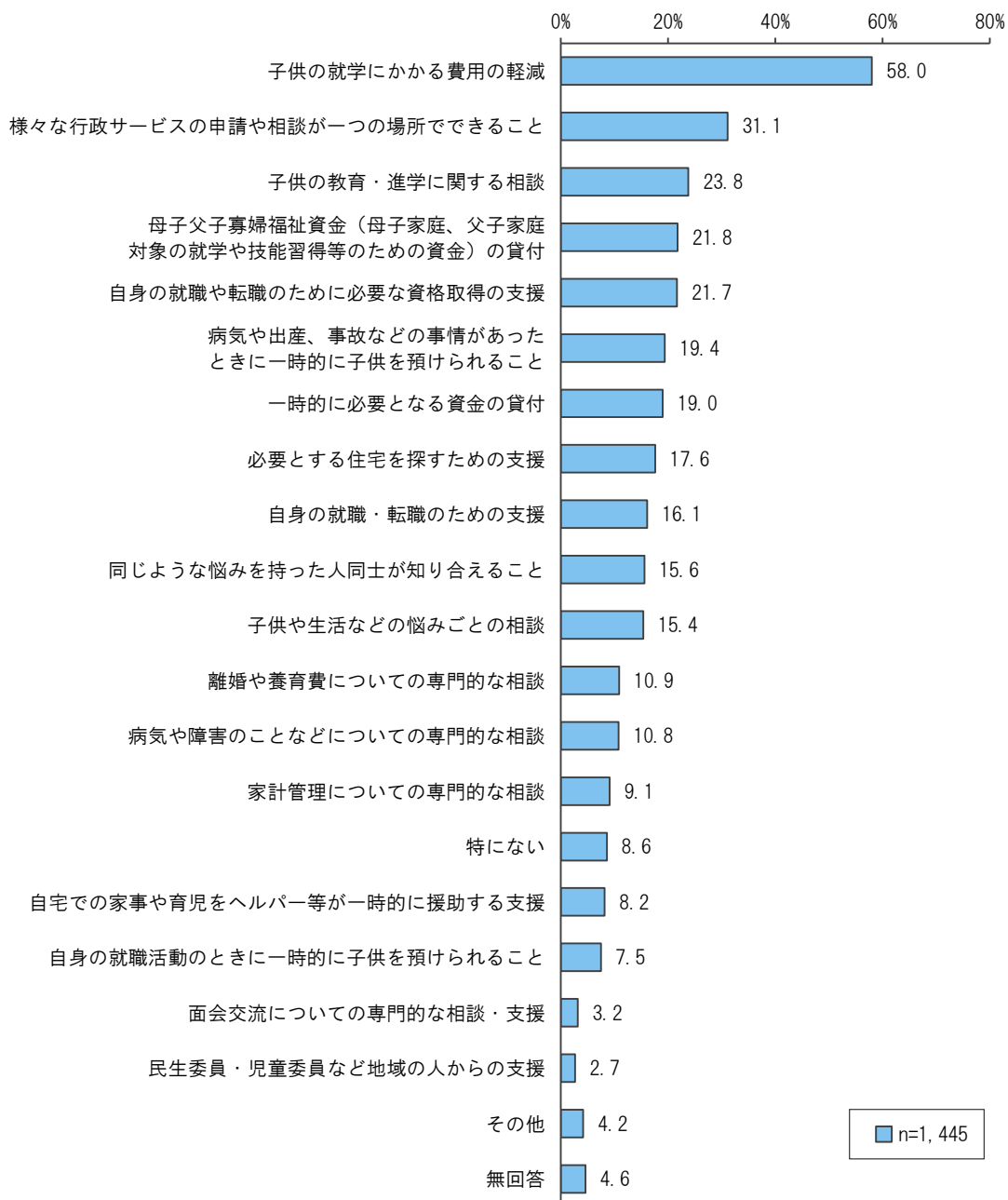
※認定を受けている世帯：離別や死別、未婚等により、現に父、母、または両親と生計を同じくしていない児童を監護している母子家庭の母、父子家庭の父、または祖父母等の養育者であって、船橋市長に対し児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手当の認定請求を行い、船橋市長が認定した世帯。

※受給している世帯：上記認定を受けている世帯数のうち、所得制限等の条件を満たし児童扶養手当を受給している世帯。

基本施策8 ひとり親家庭等の自立支援の推進

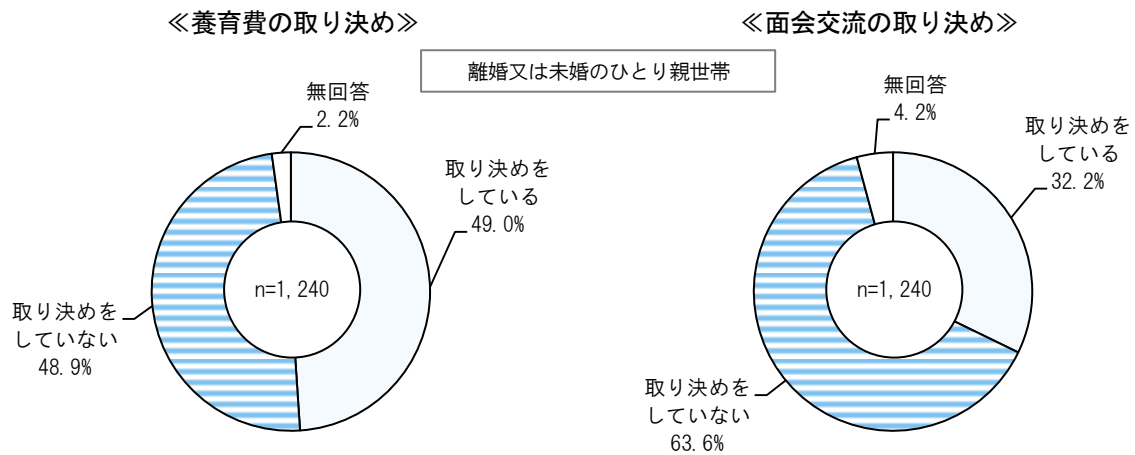
ひとり親世帯が現在必要としている支援等は、「子供の就学にかかる費用の軽減」が最も多く、次いで「様々な行政サービスの申請や相談が一つの場所でできること」、「子供の教育・進学に関する相談」、「母子父子寡婦福祉資金（母子家庭、父子家庭対象の就学や技能習得等のための資金）の貸付」、「自身の就職や転職のために必要な資格取得の支援」等となっています。

《ひとり親世帯が現在必要としていること、重要だと思う支援等（複数回答）》



資料：平成30年度 船橋市の子供のいる世帯の生活状況等に関する調査

離婚又は未婚のひとり親世帯のうち、養育費の取り決めをしていない割合は48.9%となっています。また、面会交流（子どもがもう一方の親と会うこと）について、取り決めがあるのは約3割の家庭で、6割を超える家庭では取り決めがされていません。



課題

- ◆ ひとり親家庭等の抱える課題は幅広い分野にわたっていることから、相談支援を行う母子・父子自立支援員の資質向上をはじめ、ひとり親家庭等の相談機能の強化と充実が求められます。
- ◆ ひとり親世帯等の子どもに対し、学習支援を実施するとともに、学習支援を利用できるよう対象世帯への情報発信の充実及び参加の促進を図る必要があります。
- ◆ 就労のためのスキル向上や、就職、転職により、安定した収入を得られるよう支援をしていく必要があります。
- ◆ 養育費の取り決めをしている割合や面会交流の取り決めをしている割合が少ないことから、養育費の確保等に関する情報提供や相談窓口のさらなる周知を図り、安定した生活ができるよう支援する必要があります。

主な取り組み

● 相談機能の強化・情報提供の充実

【概要】

相談窓口のワンストップ化を推進するとともに、自立に必要な情報を提供するほか、相談に応じる母子・父子自立支援員の資質向上を図ります。

【事業】

- 母子・父子自立支援員による相談

【参考指標】

指標	現状値	今後の方向性
母子・父子自立支援員による相談件数	5,782件 (H30年度)	各種研修会等に参加するなど、母子・父子自立支援員の資質向上に努め、相談者が悩み事を解消できるよう他機関とも連携し、相談支援の充実を図ります。

● 子育て・生活支援の充実

【概要】

教育・保育施設等の利用支援や、母子生活支援施設の機能の充実、中学生等を対象とした学習支援等により、ひとり親家庭等に対する生活支援の充実を図ります。

【事業】

- 教育・保育施設等の利用支援
- 学習支援事業
- 母子生活支援施設

【参考指標】

指標	現状値	今後の方向性
学習支援事業の案内通知送付数、参加者数	＜ひとり親世帯等への案内通知＞ 839人 ＜参加者数＞ 中学生234人 (うち、ひとり親世帯等124人) 高校生8人 (H30年度)	中学生の学習支援と高校進学後の相談支援等を実施し、更なる事業の充実を図ります。

● 就業支援の強化

【概要】

ひとり親家庭等の自立と生活の向上を図るため、公共職業安定所等の関係機関との連携により就職支援講習会等の開催や資格取得・技能習得の支援を行うなど、就業支援の充実を図ります。

【事業】

- パソコン技能習得講習
- 就職準備・離転職セミナー
- 自立支援教育訓練給付金事業
- 高等職業訓練促進給付金事業
- 自立支援プログラム策定事業

【参考指標】

指標	現状値	今後の方向性
就業支援事業の自立支援プログラムによる就職者数	29人 (H30年度)	事業を周知するとともに対象者へのきめ細やかで継続的な支援を行い、就業支援の充実を図ります。

● 養育費確保等の推進

【概要】

ひとり親家庭が養育費や面会交流に関する情報を把握し、適切に対応することができるよう、弁護士等による相談や啓発活動を推進します。

【事業】

- 弁護士による相談

【参考指標】

指標	現状値	今後の方向性
弁護士による相談件数	55件 (H30年度)	利用者の増加に向け周知に努めます。



関連する取り組み

● 経済的支援の推進

- 児童扶養手当
- 母子家庭、父子家庭等医療費助成

基本施策9 経済的支援の実施

児童手当をはじめとした各種手当の支給や、医療費の助成、保育料の軽減等を図るなど、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、経済的支援を実施します。

現状

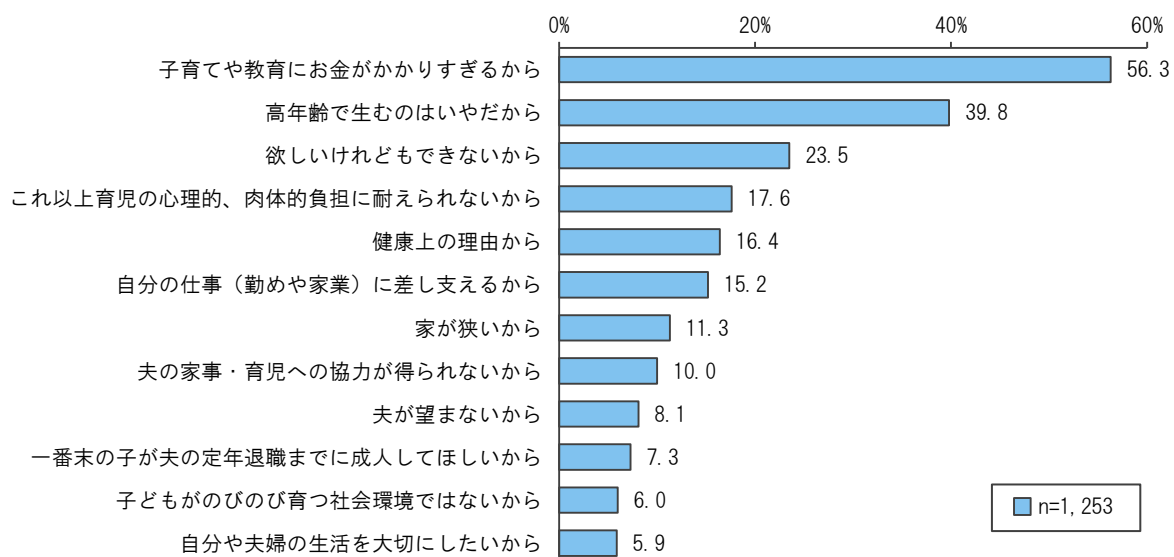
「第15回出生動向基本調査（国立社会保障・人口問題研究所）」では、理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」という回答が最も多くなっており、子育てや教育にかかる費用の負担が、子育てに大きく影響している状況となっています。

また、「平成26年度 結婚・家族形成に関する意識調査（内閣府）」の「妊娠・出産に積極になる要素」の項目で、「どのようなことがあれば、あなたは（もっと）子供が欲しいと思いますか」の質問への回答では、「将来の教育費に対する補助」、「幼稚園・保育所などの費用の補助」が上位となっています。

《子ども医療費助成件数及び助成対象【船橋市】》

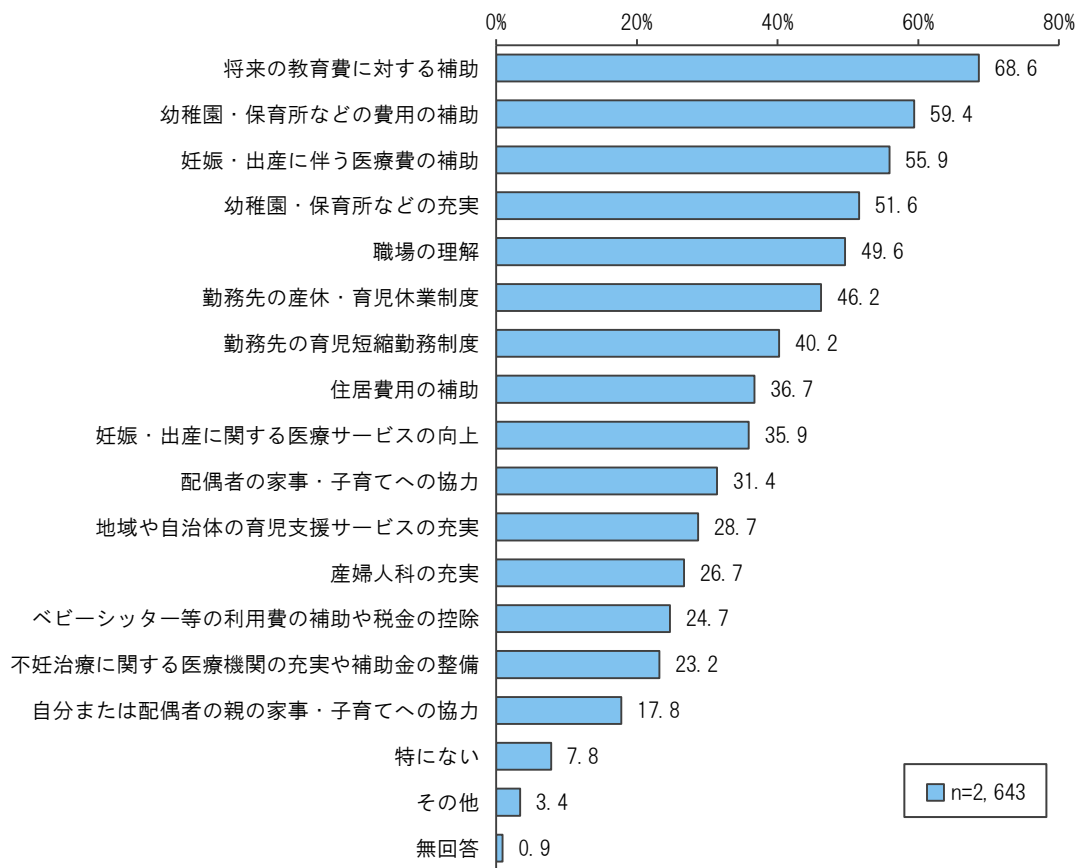
	子ども医療費 延べ助成件数（件）	子ども医療費 助成金額（円）	市助成対象（所得制限なし）	
			入院	通院
平成26年度	1,276,222	2,065,325,684	0歳～中学校3年生	
平成27年度	1,289,746	2,111,572,059		
平成28年度	1,350,429	2,227,070,710		
平成29年度	1,309,666	2,213,316,181		
平成30年度	1,300,512	2,213,642,525		

《理想の子ども数を持たない理由（複数回答）【全国】》



資料：第15回出生動向基本調査（国立社会保障・人口問題研究所）（平成27年度）

《どのようなことがあれば、(もっと) 子供が欲しいと思うか (複数回答) 【全国】 》



資料：結婚・家族形成に関する意識調査（内閣府）（平成26年度）

課題

- ◆ 子育てや教育にかかる費用負担が重く、子育て家庭への大きな負担となり、少子化の一因ともなっています。保育料や教育費、子どもの医療費等、子育てに伴う経済的負担の軽減に努める必要があります。

関連する取り組み

● 経済的支援の実施

- 児童手当
- 子ども医療費助成事業
- 認可外保育施設通園児に対する補助
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業（第5章 119 ページ）
- 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

基本施策 10 子育てを支援する地域社会づくり

地域社会とのかかわりの中で、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、子どもが健やかに育まれることができるよう、地域における子育て支援活動を推進します。

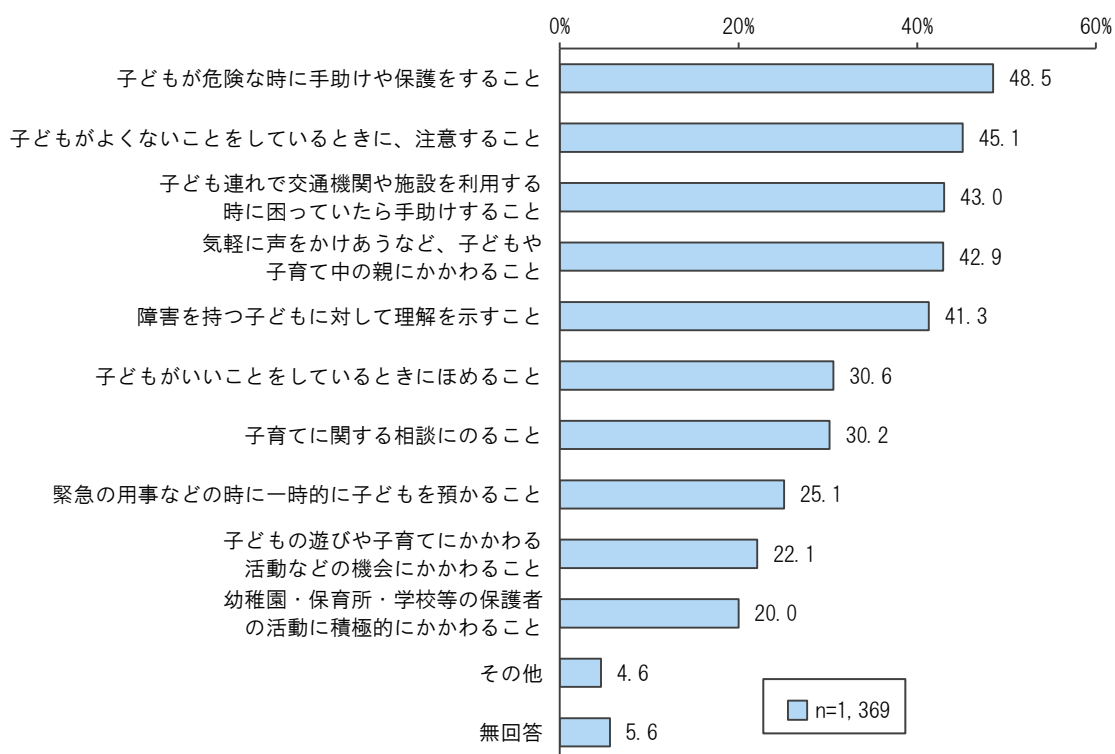
現状

本市では、地域子育て支援拠点（子育て支援センター、児童ホーム）において、地区社会福祉協議会が実施する子育てサロン、幼稚園・保育所等が実施する子育てに関する相談事業等との連携を強化し、関係機関とのネットワークづくりを推進しています。

また、日常生活において民生委員・児童委員をはじめ、地域の方々による子どもの見守り活動等が行われています。

平成30年度（2018年度）の市民意識調査では、子どもや子育て世帯への支援について、地域の中での必要なかかわりとして、「子どもが危険な時に手助けや保護をする」「子どもがよくないことをしているときに、注意する」「子ども連れで交通機関や施設を利用する時に困っていたら手助けする」等の回答が多くなっています。

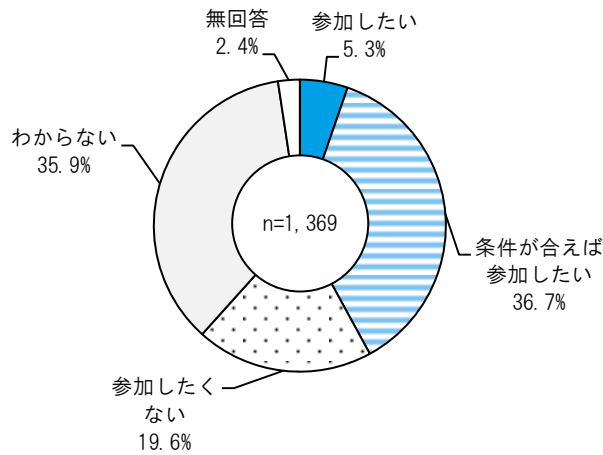
《子どもや子育て世帯を地域で支援していくために必要なかかわり（複数回答）》



資料：平成30年度 船橋市市民意識調査「子どもや子育てにかかわる活動」

また、「子どもや子育てにかかわる活動への参加意向」は「参加したい」「条件が合えば参加したい」を合わせると42.0%となっています。

《子どもや子育てにかかわる活動への参加意向》



資料：平成30年度 船橋市市民意識調査「子どもや子育てにかかわる活動」

課題

- ◆ 地域のつながりの希薄化が進む中で、子どもや子育て家庭に対し、地域においてさまざまな形の手助けやかかわりによって、子どもの健やかな育みを支援していくことが望まれます。
- ◆ 子どもや子育てにかかわる活動への参加意向がある中で、その多くが「条件が合えば参加したい」としていることから、地域住民の活動への参加を後押しする仕組みづくりが必要です。



関連する取り組み

● 子育て支援ネットワークの構築

- 民生委員・児童委員の資質向上のための研修会
- 子育て支援センターと児童ホームにおける関係機関とのネットワークづくり

● 地域交流による次世代育成の推進

- 保育所における地域住民、療育施設、高齢者施設等との交流
- 保育所における小中高生のボランティア・職場体験生の受け入れ

地域の取り組み

放課後子供教室（船っ子教室）

ボランティア

船っ子教室は、放課後や夏休み等に学校の施設を活用して、子どもたちが学習や読書、ゲーム等をして自主的に過ごす安心・安全な居場所を提供しています。（76、77 ページ参照）船っ子教室は、地域全体の中で子どもたちを育むことを目的としており、地域や保護者のボランティアの方々にも協力をいただきながら活動をしています。船っ子教室のボランティアは、子どもたちの見守りのほかご自身の特技や趣味を活かした工作教室や読み聞かせ等、さまざまな形で活躍いただいています。



▲ボランティアの方によるキッズダンス教室

子ども食堂

地域の子どもたちに無料または安価で、栄養のある食事を提供する子ども食堂の取り組みが広がっています。

本市においても、地域のボランティアの方々をはじめ、食材の確保や会場の提供等、多くの方々の協力のもと、子ども食堂が開催されています。子ども食堂は、単に食事の提供だけでなく、多世代交流や食育の場としても機能しており、子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所になっています。

基本施策 11 児童虐待防止対策の充実

養育の支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待の予防を図るほか、虐待の早期発見・早期対応に努め、迅速かつ適切な支援を行うことができるよう、児童相談所等、関係機関とより円滑な連携を図ります。

現状

家庭児童相談室は、子ども家庭総合支援拠点として、市民や関係機関から児童虐待の通告や相談を受け付けています。これまで児童虐待の相談対応を行う職員の増員や、本市を管轄する市川児童相談所へ職員を派遣するなど、相談体制の強化、職員の資質向上を図っています。

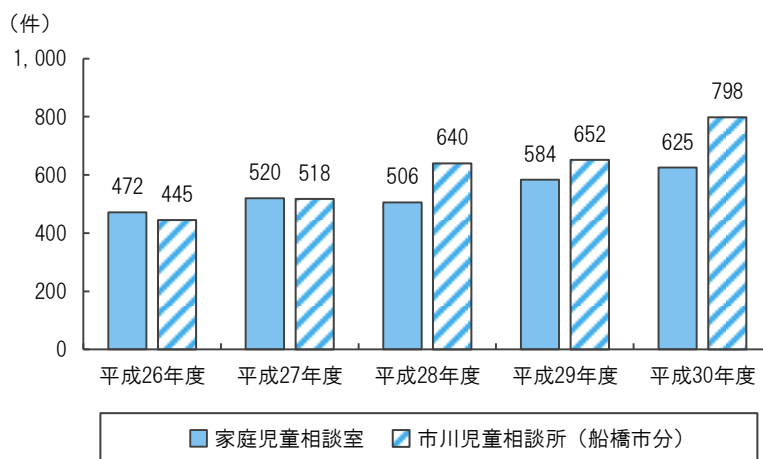
また、増加傾向にある児童虐待相談に対して、組織的な対応や適切なアセスメントを行うため、要保護児童及びDV対策地域協議会の枠組みを活用して、関係機関との連携や情報共有を行っています。

《家庭児童相談室の相談実績【船橋市】》

単位：件

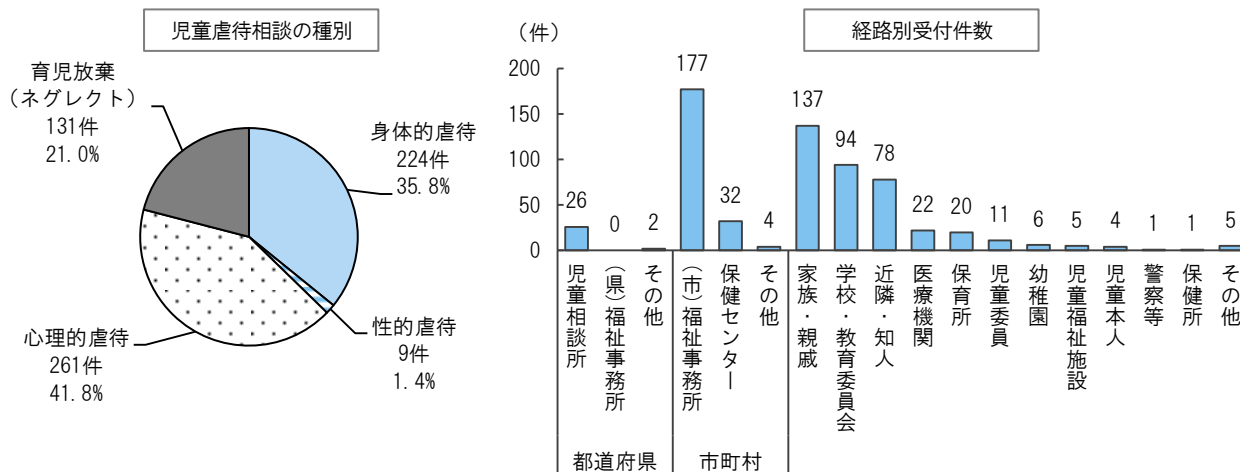
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
養護相談	児童虐待相談	472	520	506	584	625
	その他の相談	242	243	241	258	395
保健相談		4	6	2	3	5
育成相談		220	212	191	210	214
非行相談		0	1	2	2	0
障害相談		3	3	18	15	11
その他		47	59	88	93	88
合計		988	1,044	1,048	1,165	1,338

《家庭児童相談室と市川児童相談所の児童虐待相談件数の推移【船橋市】》



基本施策 11 児童虐待防止対策の充実

《家庭児童相談室における児童虐待相談の種別と経路別受付件数（平成30年度）【船橋市】》



課題

- ◆ 児童虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業による支援につなげる必要があります。
- ◆ 児童虐待相談ケースの多くは、虐待を行う保護者のもとで子どもは生活を続けています。継続的な家庭訪問等、相談援助活動の中で地域の支援機関や子育て支援事業等を活用し、家庭状況等に応じた最善の方法で支援することができるよう、より専門的な対応が必要です。
- ◆ 児童虐待相談件数の増加に適切に対応するため、家庭児童相談室の相談体制の強化とともに、要保護児童及びDV対策地域協議会の枠組みを活用し、関係機関との情報共有、連携の強化が求められます。
- ◆ 児童虐待リスクの高い困難なケースについては、家庭児童相談室から児童相談所に引き継がれ、児童相談所が対応します。どのような児童虐待ケースであっても、本市において、切れ目なく継続した支援のできる体制をつくり、子育て支援事業等を活用したより適切な支援を主体的に行うことができるよう、児童相談所の設置に向け検討していく必要があります。



主な取り組み

● 児童虐待の未然防止策の充実

【概要】

母子保健事業や地域子育て支援拠点事業等の充実により、妊娠、出産及び育児期に支援を必要とする家庭に対し、育児不安等の解消を図るための適切なサービスを提供するとともに、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導や助言等を行うなどにより、当該家庭において適切な養育ができるよう支援します。また、体罰によらない子育てに関する周知や啓発を図ります。

【事業】

- 養育支援訪問事業
- 体罰によらない子育ての推進
- 母子保健事業
- 地域子育て支援拠点事業

【参考指標】

指標	今後の方向性
養育支援訪問事業	地域子ども・子育て支援事業 (第5章106ページ)

● 児童虐待相談体制の充実

【概要】

子ども家庭総合支援拠点として、家庭児童相談室の相談体制の強化とともに、要保護児童及びDV対策地域協議会の枠組みを活用し、関係機関との情報共有、連携の強化を図ります。

また、要保護児童及びDV対策地域協議会による関係機関との情報共有や連携した対応によって、円滑な相談支援を行うとともに、家庭状況に応じた適切な支援を行うことができるよう調整機関（家庭児童相談室）職員や関係機関職員の専門性の向上を図ります。

【事業】

- 子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）
- 要保護児童及びDV対策地域協議会

【参考指標】

指標	今後の方向性
家庭児童相談室の相談体制の強化	児童虐待相談件数に応じた相談体制を整えるとともに、多様化する相談に対応するため、職員の資質向上を図ります。
要保護児童及びDV対策地域協議会の活用	関係機関との円滑な情報共有を図り、連携した対応を行います。



● 児童相談所の設置検討

【概要】

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童相談所の設置に向けた検討を行います。

また、児童相談所の開設当初から、円滑かつ適切な相談支援を行うことができるよう、県児童相談所へ計画的な職員派遣研修を引き続き実施するなど、専門人材の確保・育成を図ります。

【事業】

- ➡ 児童相談所の設置に向けた検討

【参考指標】

指標	今後の方向性
児童相談所の設置に向けた検討、体制準備	児童福祉司、児童心理司等、専門職員の確保を図ります。



関連する取り組み

● 児童虐待防止啓発事業の実施

- ➡ 学校への相談啓発カード・ポスターの配布
- ➡ 自治会、医療機関等への虐待防止ポスターの配布
- ➡ 児童虐待防止推進月間（11 月）の啓発

● 被虐待児童の支援

- ➡ 教育・保育施設等の利用支援
- ➡ 里親制度の周知・普及



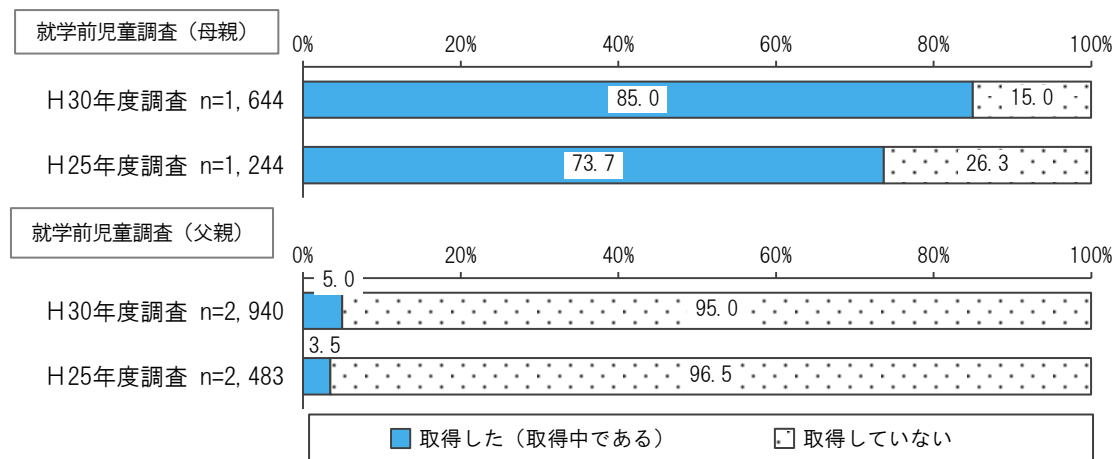
基本施策 12 仕事と家庭の両立支援の推進

仕事をしながら、家庭において子育てを両立するためには、企業による取り組みの充実や職場における理解と協力が重要です。そのため、企業及び市民に対して仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発と、実現のための各種法令・制度等の周知等を行います。

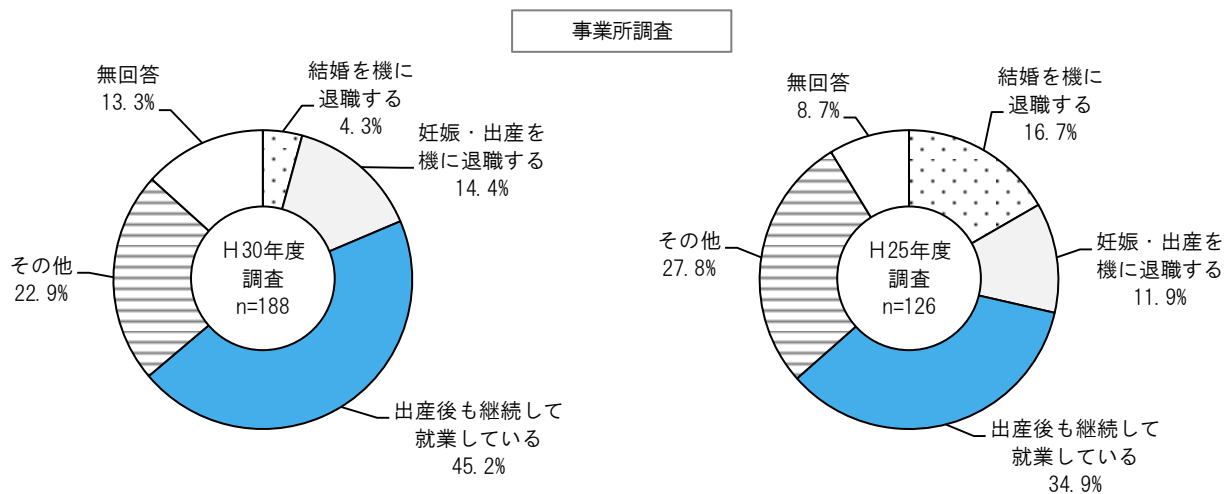
現状

就学前児童の（子どもが生まれたときに就労していた）母親の育児休業の取得状況は、平成25年度（2013年度）調査と、平成30年度（2018年度）調査を比較すると、取得する割合が高くなっています。また、事業所調査では、女性社員が出産後も継続して就業している割合も34.9%から45.2%に増加しています。

《就労者の育児休業の取得状況（経年比較）》



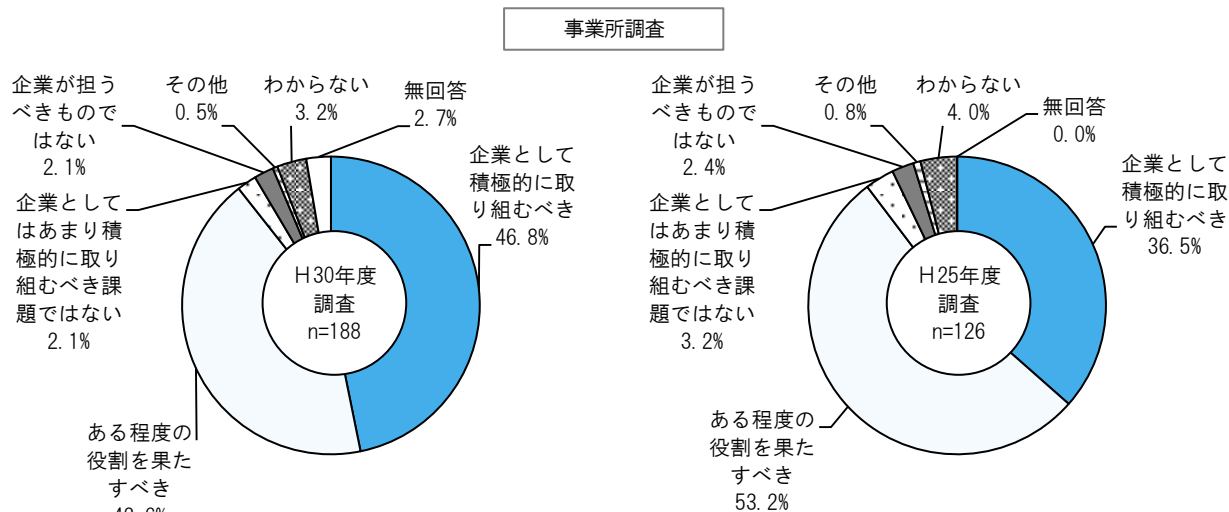
《女性正社員の働き方（経年比較）》



資料：平成30年度・平成25年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

一方、企業側の状況について、仕事と家庭の両立支援に対して、「企業として積極的に取り組むべき」が36.5%から46.8%に増加しています。

《仕事と家庭の両立支援に対する企業の方針（経年比較）》



資料：平成30年度・平成25年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

課題

- ◆ 女性については、育児休業の取得率や、就労を継続する割合の増加等から仕事と家庭の両立に進展が見られる一方で、男性の育児休業取得率はあまり増えておらず、推進に向けて更なる周知・啓発が必要です。
- ◆ 仕事と家庭の両立支援に対して「取り組むべき」と考える企業は増えていますが、今後更に取り組みが推進されるようワーク・ライフ・バランスの普及に向けて、さらなる周知・啓発が必要です。

関連する取り組み

● 男女共同参画の推進

- 情報誌の発行
- 男女共同参画の推進のための講座等

● ワーク・ライフ・バランス実現のための啓発

- 市民向けのワーク・ライフ・バランスの周知・啓発のための講座等
- 企業向けのワーク・ライフ・バランス推進セミナー
- 一般事業主行動計画策定の推進のための周知

企業を応援

企業向け働き方改革セミナー

在宅勤務・モバイルワークなどの
テレワーク導入をわかりやすく説明します

※参加無料！
先着30名！

テレワークを
活用した

中小企業向け 人材不足対策セミナー

開催日：令和元年7月4日（木）
時間：14:00～16:00
内容：

- ⇒ 千葉労働局からの企業の働き方改革支援策について
- ⇒ 今、テレワークを導入する意味
- ⇒ 中小企業のテレワーク導入事例
- ⇒ テレワークの導入方法・労務管理
- ⇒ 助成金
- ⇒ テレワークデイズ2019紹介
- ⇒ デモンストラーション

講師：一般社団法人日本テレワーク協会
主催：船橋市 大宮 船 区

プロフィール：1989年日本労働電報人連合会、国際労働連盟から上げに認定。事業内容でITTコミュニケーションズ株式会社、システムサービス事業を立ち上げ、情報セキュリティ事業を推進。社会貢献の取り組みで「テレワーク推進」を推進。2018年より、日本テレワーク協会会員。

対象：中小企業経営者・人事労務担当者・在宅勤務等に興味のある方

場所：船橋市役所分庁舎（船橋市）船橋市役所5階（〒274-2001）船橋市役所2-10-10

（お問い合わせ・お申し込み）
船橋市 商工振興課 経営労務係
047-436-2477（平日9～17時）
※お申し込みは、お申し込みから1週間前までとなります。

事業情報メール配信中！
船橋市から、就業・セミナー・就業支援・就業・雇用関係等の
お役立ち情報を毎月1回（1日・15日）配信中です。

主催：船橋市 後援：千葉労働局 協力：一般社団法人日本テレワーク協会

本市では、市内企業の魅力をアップさせ、多様な人材が活躍できる「働きやすいまち・ふなばし」の実現をめざすため、各種セミナーの開催により市内企業へワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取り組みを推進しています。

船橋市
Funabashi City

経営者のための
働き方改革推進セミナー
働き方改革の成功方程式
労働時間を削減しても
経営計画を達成できる！

働き方改革の波に
乗って業績アップ!!

日時：令和元年7月12日（金）
14時00分～16時30分
会場：中央公民館5階 第3・4集會室
（船橋市本町2-2-5）

2. 個別施策と横断的施策

(1) 放課後児童の安心・安全な居場所づくり

これまでの放課後児童対策の取り組みを更に進めるため、国において放課後児童クラブ（放課後ルーム）の待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室（船っ子教室）の一体型の実施の推進等による全ての児童の安心・安全な居場所の確保を図ること等を内容とした、「新・放課後子ども総合プラン」が平成30年（2018年）9月に策定されました。

これを受けて、放課後ルーム及び船っ子教室の計画的な整備等について、下記の取り組みを進め、子どもの安心・安全な居場所づくりの推進を図ります。

【放課後ルーム】

- 保護者が就労等で、放課後家庭で子どもだけになってしまう小学生に、遊びと生活の場を用意し、心身の健全な育成を図ります。
- 予定表を提出いただき、出欠や時間を管理します。
- 利用には、就労等の条件があります。また各ルームには定員があります。
- 放課後から午後7時まで、夏休み等の長期休業期間においては、午前8時から午後7時まで開所します。

【船っ子教室】

- 放課後や夏休み等に学校の施設を活用して、予習・復習・読書・ゲーム等自主的な活動を行う居場所を提供します。
- 定員はなく、登録が完了していれば、事前の参加・不参加の連絡は不要です。
- 放課後から午後5時まで、夏休み等の長期休業期間においては、午前9時から午後5時まで開室します。

【今後の取り組みの方向性】

運営内容等

- ➡ 小学校内の安心・安全な居場所として船っ子教室を継続するとともに、地域ボランティアによる活動プログラムの充実により、多くの児童の参加を図ります。
- ➡ 船っ子教室の活動プログラムを通じて、放課後ルームと船っ子教室の活発な交流を進めます。
- ➡ 全市立54小学校にて放課後ルーム及び船っ子教室を一体型、または連携により実施しています。（54校のうち52校が一体型、2校が連携）令和3年度（2021年度）開設（予定）の新設小学校についても、両事業の一体型による実施を図ります。
- ➡ 放課後ルーム及び船っ子教室において、障害があるなど特別な配慮を必要とする児童への対応等について職員研修を行うほか、必要に応じて増員を行うなど体制の確保を図ります。
- ➡ 放課後ルーム支援員等への研修を充実し、必要な知識及び技能の習得、維持並びに向上を図ります。



連携体制

- ➡ 放課後ルームの整備にあっては、児童の安全な生活の場を確保するため、余裕教室等を活用することを優先し、教育委員会や学校と調整を行います。船っ子教室は、余裕教室等のほか特別教室を活用して活動しており、安定した活動場所の確保に向けて、学校と調整を行います。
- ➡ 学校、放課後ルーム及び船っ子教室との間で、定期的に運営委員会を開催し、日々の活動における課題や問題点等を情報共有します。
- ➡ 放課後ルームの活動を保護者に伝え理解を得られるように努めるとともに、児童ホーム等とも連携し、周知を推進します。

（『「新・放課後子ども総合プラン」について』（平成 30 年 9 月 14 日 30 文科生第 39 6 号・子発 0914 第 1 号、文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省大臣官房文教施設企画部長、厚生労働省子ども家庭局長通知）より抜粋。）

【一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施とは】

同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が、放課後子供教室の活動プログラムに参加できるようにすることをいいます。

【放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施とは】

公民館や児童館等、小学校以外で実施している放課後児童クラブ及び放課後子供教室等、保護者や地域のニーズを踏まえ、一体型として実施していない場合についても、両事業を連携して実施できるようにすることをいいます。



2. 個別施策と横断的施策

(2) 子どもの貧困対策

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進します。（子どもの貧困対策の推進に関する法律第1条より）

● 現状

これまで幼児教育・保育の無償化をはじめ、児童扶養手当の拡充、ひとり親家庭等に対する各種支援等、さまざまな取り組みを推進してきました。

支援の拡充を図る一方で、生活困窮の家庭のうちには、必要な支援制度を知らなかったり、周囲から孤立したりしているため、周囲が気づくことができず、必要な支援につなぐことができない状況があることも指摘されています。

本市においては、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成29年（2017年）8月に「船橋市子供の貧困対策庁内検討会」を設置し、庁内関係課が横断的に協議を行い、取り組みにかかる情報共有等を図ってきました。

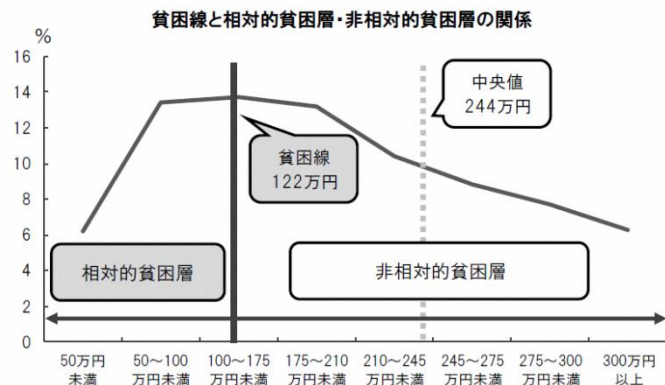
また、平成30年（2018年）には「船橋市の子供のいる世帯の生活状況等に関する調査」によって、子どもや家庭の生活状況等に関する実態把握を行いました。経済的困窮状況に置かれている家庭と考えられる「相対的貧困層」は、さまざまな要因によって複合的な課題を抱えており、多様な支援の取り組みを重ねることで必要な支援ができるよう努めていく必要があります。

〈上記調査における相対的貧困層の定義〉

相対的貧困層とは、国民生活基礎調査における貧困線（※）を下回る世帯をいいます。

※貧困線とは、等価可処分所得（世帯の収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入を、世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の値を指し、直近の国民生活基礎調査

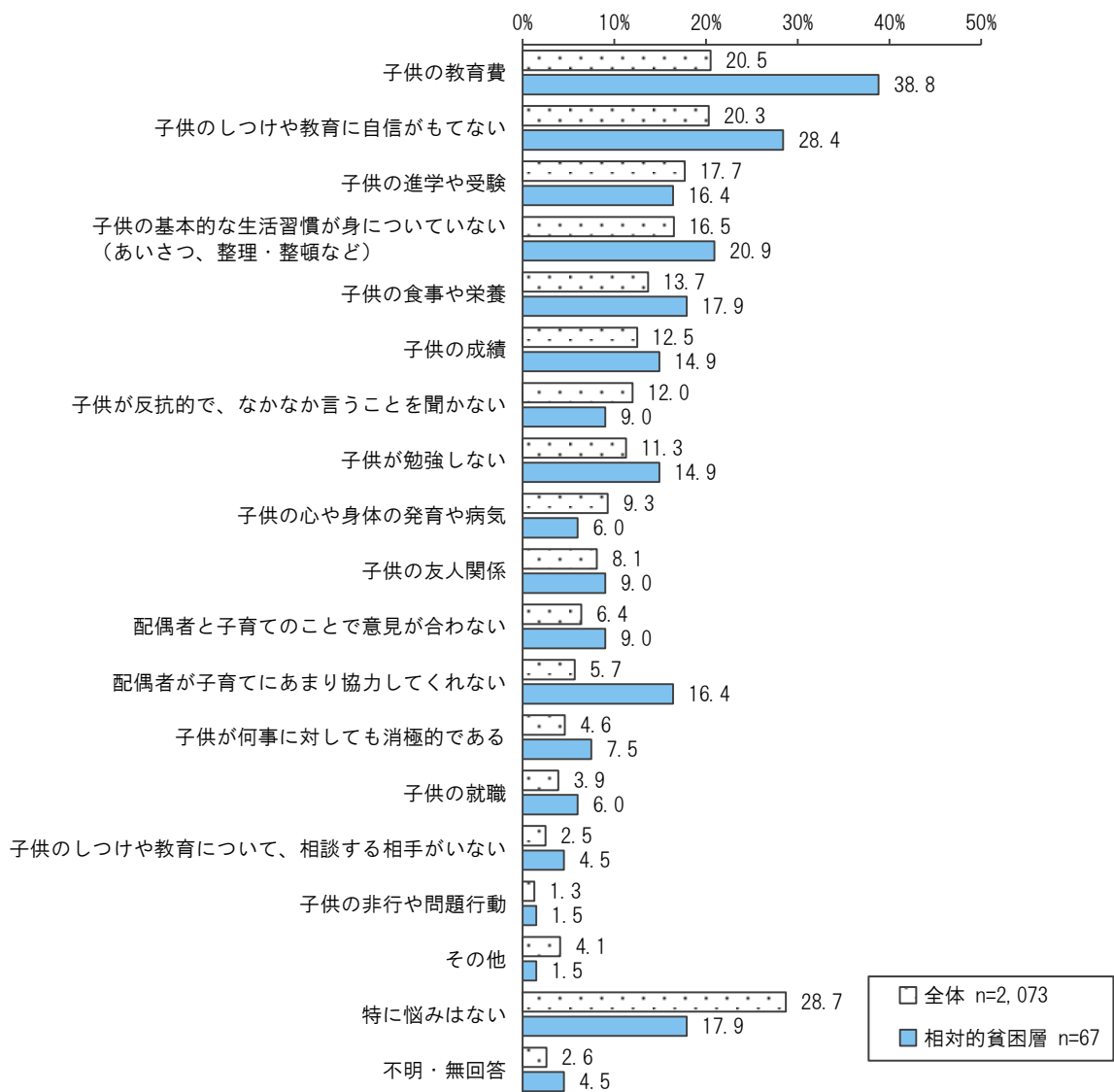
（平成28年）における平成27年（2015年）の貧困線は122万円となっています。



〈調査結果〉

子育て家庭が抱える現在の悩みについては、「子供の教育費」、「子供のしつけや教育に自信がもてない」という悩みの割合が高く、中でも相対的貧困層においては、全体の数値と比べてより高い割合で悩みとして抱えている状況がみられます。

《子育てについて、現在悩んでいること（複数回答）》

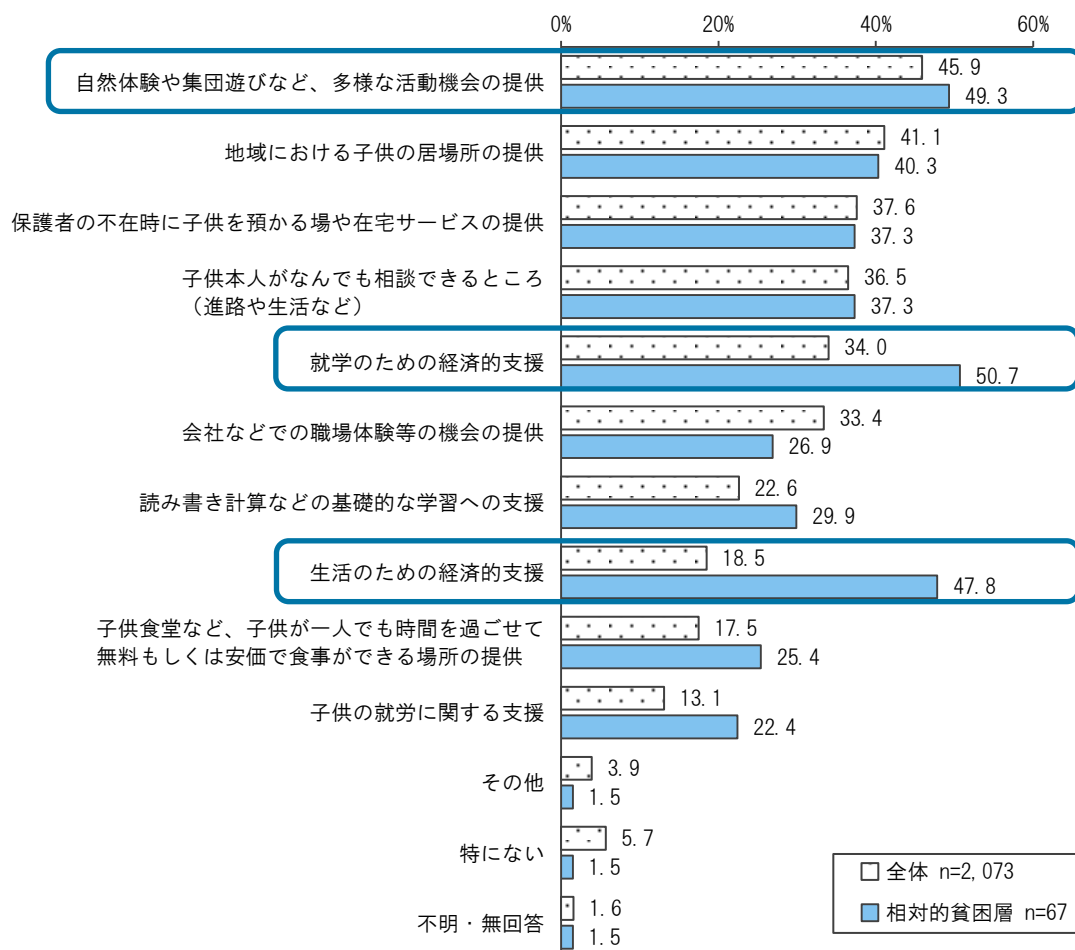


資料：船橋市の子供のいる世帯の生活状況等に関する調査（平成30年）

2. 個別施策と横断的施策

また、子どもにとって、現在または将来的に求められる支援については、全体の数値では「自然体験や集団遊びなど、多様な活動機会の提供」が最も高い割合となっていますが、相対的貧困層においては、「就学のための経済的支援」や「生活のための経済的支援」が、高い割合で求められています。

《子供にとって、現在、または将来的に、どのような支援があるとよいと思うか（複数回答）》



資料：船橋市の子供のいる世帯の生活状況等に関する調査（平成30年）

● 課題への対応

子どもの年齢や就学等の状況に応じ、経済的な支援とともに、子どもには居場所づくりや学習の支援等を行い、保護者に対しては生活や就労の支援を行うなど、必要な家庭に切れ目なく支援を提供することが望めます。

そのためには、妊娠・出産期から生活困窮等、支援の必要な家庭の状況を把握し、子どもが健やかに成長し自立することができるよう、支援する関係機関において、必要な情報の共有や、連携した取り組みが必要です。

本章で掲げた事業のうち、国の「子供の貧困対策に関する大綱」に重点施策として挙げられた「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」の区分によって子どもの貧困対策に関連する事業を、整理し再掲します。（下表）

第2期計画期間においても、上記の観点から、これら事業のより効果的な取り組みと更なる推進を図ります。

《本章で掲げた事業のうち子どもの貧困対策に関連する施策・事業》

国の 貧困対策 重点施策	第2期子ども・子育て支援事業計画		
	基本施策	施策	事業
教育の 支援	7 情報提供・相談体制の整備	相談体制の整備・充実	家庭教育相談 教育相談 スクールソーシャルワーカー事業 スクールカウンセラー事業
		保護者の学びの支援の充実	家庭教育セミナー
	8 ひとり親家庭等の自立支援の推進	子育て・生活支援の充実	学習支援事業
生活の 支援	2 子どもの居場所づくり	放課後の居場所づくり	放課後児童健全育成事業（放課後ルーム） 放課後子供教室事業（船っこ教室）
	4 母子保健の充実	妊産婦の健康診査の推進	妊婦健康診査
		乳幼児等の健康診査等の推進	乳幼児健康診査
		食育の推進	保健センター、児童ホーム、子育て支援センターにおける食育講座 保育所等における「食を楽しむ」環境づくり、食の体験
		妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の推進	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） 妊婦訪問指導等 利用者支援事業（母子保健型：子育て世代包括支援センター事業）
		11 児童虐待防止対策の充実	児童虐待の未然防止策の充実 児童虐待相談体制の充実
	就労の 支援	8 ひとり親家庭等の自立支援の推進	就業支援の強化
経済的 支援	8 ひとり親家庭等の自立支援の推進	養育費確保等の推進	弁護士による相談
		経済的支援の推進	児童扶養手当 母子家庭、父子家庭等医療費助成
		9 経済的支援の実施	経済的支援の実施

